

令和8年度

**横浜市中小企業融資制度要綱**

経済局金融課

## 目 次

総則	1
別表 1 (別表 1-1 ~ 別表 1-14) 令和 8 年度 横浜市中企業融資制度資金一覧	6
別表 1-1 振興資金	6
別表 1-2 協調融資資金	7
別表 1-3 設備更新資金	10
別表 1-4 小規模企業特別資金	11
別表 1-5 小規模企業資金繰り安定サポート資金	13
別表 1-6 脱炭素よこはま資金	15
別表 1-7 SDGs よこはま資金	17
別表 1-8 賃上げおうえん資金	19
別表 1-9 スタートアップおうえん資金	20
別表 1-10 創業おうえん資金	22
別表 1-11 事業承継資金	26
別表 1-12 経営安定資金	31
別表 1-13 経営支援資金	33
別表 1-14 短期特別経営支援資金	36
別表 2 令和 8 年度 横浜市中企業融資制度 信用保証料助成率表	38
別添様式 (様式 1-(1) ~ 様式 12)	50
参 考	69

# 総 則

## (目 的)

第1条 この要綱は、市内中小企業者の事業活動に必要な資金の供給を円滑に行うことにより、その経営基盤の確立を促進し、市内中小企業者の健全な発展及び振興に資することを目的として、令和8年度に実施する横浜市中小企業融資制度（以下「制度」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (中小企業者の定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年12月14日法律第264号）第2条第1項の第1号又は第2号に該当する会社及び同項第5号又は第6号のいずれかに該当する者（以下、「法人」という。）、同項第1号又は第2号に該当する個人、同項第3号、第4号、第7号から第11号のいずれかに該当する者（以下、「組合等」という。）をいう。

## (種 類)

第3条 制度の融資の種類（以下「資金」という。）は、振興資金、協調融資資金、設備更新資金、小規模企業特別資金、小規模企業資金繰り安定サポート資金、脱炭素よこはま資金、SDGsよこはま資金、賃上げおうえん資金、スタートアップおうえん資金、創業おうえん資金、事業承継資金、経営安定資金、経営支援資金、短期特別経営支援資金とする。

2 各資金の融資条件等については、第8条に定めるほか、資金ごとの詳細を別表1に定める。

## (制度の利用可能者)

第4条 制度を利用することができるものは、横浜市信用保証協会（以下「市保証協会」という。）の保証対象業種に属し、市内で事業を営んでいる又は市内での事業着手が認められる中小企業者とする。

2 前項に定める「市内での事業着手が認められる中小企業者」とは、不動産登記事項証明書、売買契約書、賃貸借契約書、店舗使用承諾書、開業届等により、客観的に市内での事業着手が確認できる中小企業者をいう。

3 次の各号のいずれかに該当するものは、制度を利用することができない。

(1) 返済能力がないと認められるもの

(2) 金融機関の取引停止処分を受けているもの

(3) 市保証協会又は他の信用保証協会が行った代位弁済に対する債務の履行を求められているもの（創業おうえん資金のうち（再挑戦）を除く。）

(4) 横浜市民税を滞納しているもの

(5) 法令の規定により行う許可、認可、免許などの行政庁が行う処分又は行為（以下「許認可等」という。）を必要とする事業の場合、許認可等を受けていないもの

(6) 制度を不正に利用したもの、その他市長が適当でないと認めるもの

4 その他必要な事項は、資金ごとに定める。

## (取扱金融機関)

第5条 市長は、制度を取り扱う金融機関（以下「取扱金融機関」という。）を次のとおり指定する。

(1) 銀行

みずほ・三菱UFJ・三井住友・りそな・横浜・群馬・きらぼし・第四北越・山梨中央・北陸・静岡・スルガ・阿波・神奈川・東日本・大光・静岡中央・PayPay

(2) 信用金庫

横浜・かながわ・湘南・川崎・さわやか・芝・城南・世田谷

(3) 商工組合中央金庫

2 取扱金融機関の指定に関する必要な事項は、「横浜市中小企業融資制度取扱金融機関の指定に関する要領」に定める。

## (信用保証)

第6条 制度を利用する中小企業者（以下「借入者」という。）は、市保証協会の信用保証（以下「保証」という。）を必要とする。このため、借入者は、市保証協会の定めるところによる保証料を、市保証協会に収めなければならない。

2 市長は借入者に対し、別表2のとおり保証料の助成を行う。

3 前項の定めにより市長が保証料の助成を行う場合、市保証協会は助成相当額を差し引いた保証料を借入者から徴収し、市長は助成相当額を市保証協会に対して支出する。

- 4 第9条の定めにより、借入者が借入後に融資期間の延長等の条件変更を行った場合、市長は保証料の助成の追加は行わない。
- 5 保証料の助成に関する手続き等に必要な事項は、「横浜市中小企業融資制度保証料助成事務取扱要領」に定める。

#### (申込みの手続き等)

第7条 借入者は、必要な書類を添えて取扱金融機関に融資と保証の申込みを行う。申込みを受けた取扱金融機関は、所定の審査を行った後、適当と判断されたものについては、必要な書類を添えて市保証協会に保証の依頼を行う。

- 2 前項の取扱金融機関への申込みに必要な書類は、全資金に共通して必要な書類（次のとおり。以下「共通書類」という。）の他、各資金において定める。
  - (1) 信用保証委託申込書
  - (2) 申込人及び連帯保証人の印鑑登録証明書  
ただし、連帯保証人の印鑑登録証明書は、連帯保証人が必要となる場合に限る。
  - (3) 申込時において納期が到来している横浜市民税について、納付が確認できる下記のいずれかの資料（適用される信用保険制度によっては、次のアが必要となる場合がある。）
    - ア 納税証明書
    - イ 領収証書
    - ウ eLTAX 地方税ポータルシステム及び地方税お支払サイトの画面等で「納付済み」であることがわかるもの
    - エ （個人で、横浜市民税を口座振替している場合）納付書又は納税通知書、及び納付通知書若しくは納税通知書に記載されている納税金額の引き落としが確認できる通帳の写し又は取引明細書
  - (4) 決算書（確定申告書）（原則、直近2期分）
  - (5) 法人の場合は履歴事項全部証明書又は登記情報提供サービスで取得したもの
  - (6) 許認可事業の場合は許認可証
  - (7) 設備資金の借入の場合は当該設備に係る見積書等の疎明書類
  - (8) その他融資審査に関する必要書類
- 3 前項第2号から第7号までの書類は、写しも可とする。なお、証明書については発行から3か月以内の最新のものとする。
- 4 令和8年4月1日以降に取扱金融機関が融資を実行した場合であっても、令和7年度横浜市中小企業融資制度要綱に基づく融資申込により、市保証協会が令和7年度末までに保証依頼を受けた案件は、令和7年度横浜市中小企業融資制度要綱に基づき処理する。
- 5 令和8年度横浜市中小企業融資制度要綱で定める事項は、令和9年3月31日までに市保証協会が保証依頼を受けた案件に限り適用される。

#### (融資条件等)

第8条 市長は、資金ごとに融資対象者及びその他制度利用に必要な融資条件を定める。

- 2 前項のうち、連帯保証人、融資利率、返済方法、借入金の使途（以下「資金使途」という。）及びその他の条件は次の各号のとおりとする。
  - (1) 連帯保証人は、個人の場合は原則不要とする。法人の場合は必要に応じて求めるものとする。ただし、代表者以外の連帯保証人は原則不要とする。  
なお、次のアからウのいずれかに該当する場合は、法人代表者の保証を不要とする。
    - ア スタートアップおうえん資金、創業おうえん資金（経営者保証不要特別）、事業承継資金（経営者保証不要特別）を利用する場合
    - イ 経済産業省令（中小企業信用保険法施行規則）で定める要件を備える借入者が、保証料率の引上げを条件に保証人による保証を提供しないことを選択した場合
    - ウ 次のいずれかに該当する場合
      - (ア) 取扱金融機関が、そのプロパー融資について経営者保証を不要とし、担保による保全がない融資残高がある場合、又は取扱金融機関が申込による保証付融資と同時に経営者保証を不要とし担保による保全がないプロパー融資を実行する場合において、直近決算が債務超過ではなく、直近2期の決算の減価償却前経常利益が連続して赤字ではないことに加え、法人と経営者の資産・経理について明確な分離がなされている場合
      - (イ) 法人または経営者が所有する不動産について担保提供があり、十分な保全が図られている場合
      - (ウ) その他市保証協会が特に認める場合
  - (2) 融資利率は、変動金利又は取扱金融機関の所定利率と定めのあるものを除き、固定金利とし、別表で定

める各資金の融資利率を上限とする。また融資利率の設定については、取扱金融機関の責任の下、行う。

ア 固定金利は、原則として当初融資実行時の融資利率を完済まで適用する。ただし、融資期間内であっても、融資実行時より融資利率を引き下げることが可とする。

令和7年4月1日以降に市保証協会が保証依頼を受けた案件については、第9条に定める融資期間の延長（以下「条件変更」という。）を行う場合は、当初融資の最終返済期限までは当初融資実行時の融資利率を適用する。ただし、当初融資の最終返済期限以降の延長期間については、条件変更実行日時点に横浜市中企業融資制度要綱で定めている同一資金の最長融資期間の融資利率の範囲内で、融資利率を引き上げることが可とする。また、当初融資と同一資金が存在しない場合は、条件変更実行日時点の横浜市中企業融資制度要綱で定めている振興資金の最長融資期間の融資利率の範囲内で、融資利率を引き上げることが可とする。

イ 変動金利は、取扱金融機関ごとの短期貸出最優遇金利（以下「短期プライムレート」という。）の変動に伴い、融資期間中において、その変更幅と連動して同じ幅だけ引き下げ又は引き上げる。

なお、引上げ時に限り変動幅を超えない範囲で利率を設定することができる。また、利率の変更に伴う適用開始日は、融資利率の変更日の翌月同日以降最初に到来する利息支払日の翌日とする。

ウ 取扱金融機関の所定利率は、取扱金融機関が定める融資利率により取り扱う。

(3) 返済方法は、割賦返済とする。ただし、融資期間1年以内の場合は一括返済も可とし（スタートアップおうえん資金、創業おうえん資金（経営者保証不要特別）及び経営支援資金（融資対象者5）を除く。）、また、小規模企業資金繰り安定サポート資金については一括返済とする。据置期間については、資金ごとに定める。

(4) 資金用途は、事業実施に係るものに限る。生活費、住宅取得費用、及び、投機等には利用できない。

(5) 本条で定める融資条件は、金融情勢の変化にあわせて改定することとし、改定時には、市長は、取扱金融機関及び市保証協会あてに別途通知する。

#### （融資期間の延長）

第9条 取扱金融機関は、借入者が経済情勢の変化等により、各資金の借入金の返済に支障をきたした場合において、市保証協会の承諾が得られたときは、資金ごとに定められた融資期間を延長することができる。

#### （繰上返済）

第10条 借入金については、借入者の意思により繰上返済することを、原則として認める。

2 市長は、借入者が次の各号のいずれかに該当する場合において、借入金の繰上返済の措置をする必要があると認めたときは、その旨を借入者及び取扱金融機関に指示する。

(1) 融資申込の際に提出された書類に不実の記載があったとき

(2) 借入金を、この要綱に定める資金用途以外に使用したとき

(3) 他の債務につき仮差押、仮処分、強制執行を受け、又は再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをしたとき

(4) 前各号に掲げるもののほか、この要綱に基づく融資の継続を不相当と認める事実があったとき

#### （預託の方法）

第11条 市長は、年度当初に当該年度の予算の範囲内で、取扱金融機関に対し、市保証協会を経由して、制度による融資額の一部に相当する額を預託する。預託の額は、想定年間融資総額（以下「融資枠」という。）に基づき算出し、原則として当該年度を含む3か年度に分割して支出する。預託を受けた取扱金融機関は、当該年度の最終営業日に、市保証協会を経由して、当該年度に預託を受けた金額の全額を市長に返還する。

2 前項に定める預託の額のうち、当該年度分は、当該年度の融資枠から算出された金額の2分の1とする。

3 第1項に定める預託の額のうち、過年度（令和7年度）分は、令和7年度上半期の融資実績に基づき算出し、各金融機関における令和7年度の預託額に対する不足がある場合はその不足分とする。

4 第1項に定める預託の額のうち、過年度（令和6年度）分は、令和6年度通期の融資実績に基づき算出し、各金融機関における令和7年度及び令和6年度の預託額合計に対する不足がある場合はその不足分とする。

5 第3項及び4項に定める預託の額には、金利変動を踏まえた額を追加で算出できる。

6 市長は、第5条第2項の定めにより指定した新規取扱金融機関については、取扱いを開始する年度の預託をしない。

#### （取扱金融機関の義務）

第12条 取扱金融機関は、前条第2項の定めるところにより算出された金額に2分の1を除いた額に、次表に掲げる倍率を乗じた金額に相当する額を超えることを、融資目標としなければならない。

なお、短期特別経営支援資金の預託は経営支援資金の預託を活用することとし、活用先の融資目標に、当該

資金の融資目標が含まれているものとして扱う。

資金の種類	融資倍率	資金の種類	融資倍率
振興資金	7倍以上	貸上げおうえん資金	2倍以上
協調融資資金	7倍以上	スタートアップおうえん資金	2.5倍以上
設備更新資金	2倍以上	創業おうえん資金	2.5倍以上
小規模企業特別資金	2.5倍以上	経営安定資金	2倍以上
脱炭素よこはま資金	2倍以上	経営支援資金 短期特別経営支援資金	2倍以上
SDGsよこはま資金	2倍以上	—	—

- 2 取扱金融機関は、預託を行わない資金（小規模企業資金繰り安定サポート資金、事業承継資金）について、別途、市長が通知する額を超えることを融資目標としなければならない。
- 3 取扱金融機関は、制度の利用にあたり、第1条に定める目的を踏まえ、健全かつ適切な業務運営に努めなければならない。
- 4 取扱金融機関は、借入者から制度利用の申込みを受けたときは、速やかに審査して、適当と認めたものについては、融資を実行しなければならない。
- 5 取扱金融機関は、借入者に貸付金の一部を預金として拘束することや、旧債の振替を要求してはならない。
- 6 取扱金融機関が前各項の規定を遵守しない場合、または、制度に係る代位弁済が著しく多い場合には、市長はその指定を解除することができる。
- 7 取扱金融機関は、金融機関に借入者についての期中管理及び業況報告や経営行動計画の実行状況等の報告義務が課されている全国統一の信用保証制度を利用して融資を実行した場合、当該保証制度の定めに従って、市保証協会に対し所定の報告書を電子媒体で提出しなければならない。  
なお、取扱金融機関が当該報告書を提出しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行うときに、その理由を記載した書面を市保証協会に提出しなければならない。
- 8 取扱金融機関は、中小企業信用保険法第2条第6項の認定を受けた借入者に融資を実行した場合は、融資を実行した日から5年にわたり、半年に一度、市保証協会に対し市保証協会所定の業況報告書を電子媒体で提出しなければならない。ただし、保証期間が1年以内のものは対象から除外するものとする。  
また、中小企業信用保険法第2条第6項の経済産業大臣が認める日から1年以内の期間（同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。（以下「危機指定期間」という。））中であるときは、原則として危機指定期間終了後に提出するものとする。  
また、取扱金融機関は、半期末時点における借入者（個人を除く。）の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該借入者に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。  
なお、取扱金融機関が業況報告書を提出しなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行うときに、その理由を記載した書面を市保証協会に提出しなければならない。

#### （市保証協会の義務）

- 第13条 市保証協会は、第8条に定める各資金の融資条件に基づく保証の申込みを受けたときは、速やかに審査を行い、保証を付することが適当と認めたものについては、取扱金融機関にその旨を通知する。
- 2 市保証協会は、市長から制度による融資のための融資資金の寄託を受けたときは、市長の定めるところに従い、それを取扱金融機関に預託しなければならない。
  - 3 市保証協会は、制度の保証及び実績に係る報告を市長が求めたときは、これに応じなければならない。

#### （検査及び報告）

- 第14条 市長は、制度が適切に利用されているかを取扱金融機関、市保証協会及び借入者に対し、検査することができる。
- 2 取扱金融機関、市保証協会及び借入者は、市長が実施する検査又は指示に従うとともに、現況の報告を求められたときは速やかに応じなければならない。

#### （制度の特例）

- 第15条 市長は、天災地変又は著しい経済情勢の変化等により要綱各条によることが適当でないとき認めるときは、融資条件、融資の手続き、その他制度利用に必要な条件等について臨時に別の定めをすることができる。

(その他)

第16条 市長は、予算等の関係により制度の利用申込みの受付を打ち切ることがある。

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市と関係機関が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

## 振興資金

目的	中小企業者が事業活動に必要な資金を融資し、もって中小企業金融の円滑化を図り、中小企業者の振興に寄与する。
融資対象者	—
資金使途	運転資金及び設備資金
融資額	2億8,000万円以内（組合等は4億8,000万円以内）
融資利率	<p>固定金利、変動金利又は金融機関所定利率のうちいずれか選択できるものとする。ただし、金融機関所定利率については、融資期間15年を超える場合のみ選択ができるものとする。</p> <p>1 固定金利： 1年以内 年1.9%以内  1年超5年以内 年2.6%以内  5年超10年以内 年2.8%以内  10年超20年以内 年3.0%以内</p> <p>2 変動金利： 短期プライムレート+0.7%以内</p> <p>3 金融機関所定利率</p>
融資期間	<p>運転資金 10年以内</p> <p>設備資金 20年以内</p>
据置期間	12か月以内
担保	必要に応じて徴する。
保証料助成	助成なし

## 協調融資資金

目 的	<p>金融機関のプロパー融資と保証付き融資を組み合わせることなどにより、金融仲介機能の一層の強化を図り、中小企業者の多岐にわたる経営課題解決への取組を後押しする。</p> <p>また、事業の成長や立て直しに向けた中小企業者の資金繰りの円滑化を図るとともに、定期的なモニタリングを通じて、経営状況の変化の予兆を早期に捉えることで、経営支援等による経営力の向上を促し、経営状況の改善に資する。</p>
融 資 対 象 者	<p>次のいずれかに該当する中小企業者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該保証付融資と合わせて、その融資額の1割以上（融資期間1年以上）のプロパー融資を同時に受けるもの</li> <li>2 金融機関によるモニタリングを受けるもの</li> <li>3 認定経営革新等支援機関※との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約するもの</li> </ol> <p>※ 当該認定経営革新等支援機関が取扱金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち取扱金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上であるものに限る。</p>
資 金 使 途	<p>運転資金及び設備資金</p>
融 資 額	<p>2億8,000万円以内（組合等は4億8,000万円以内）</p>
融 資 利 率	<p>固定金利又は変動金利のうちから選択できるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 固定金利：10年以内 2.8%以内</li> <li>2 変動金利：短期プライムレート+0.7%以内</li> </ol>
融 資 期 間	<p>運転資金 10年以内 設備資金 10年以内</p>
据 置 期 間	<p>運転資金 12か月以内 設備資金 36か月以内</p>
担 保	<p>必要に応じて徴する。</p>
連 帯 保 証 人	<p>必要に応じて徴する。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。</p>
保 証 料 助 成	<p>助成なし</p> <p>【脱炭素割】国補助後の0.2%助成（融資額2,000万円まで） 次の1に該当し、かつ2又は3のいずれかを満たす融資対象者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 横浜市の「脱炭素取組宣言」を実施したもの</li> <li>2 取扱金融機関等が提携又は公的機関が提供する算定ツール・診断サービスを使用し、現状の温室効果ガス排出量の見える化を、融資申込月に対応する6か月分実施したもの</li> <li>3 「かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト」を活用し、再エネ電力プランに切り替えたもの</li> </ol>

	申込書類	部数
共通書類以外の 申 込 書 類	融資対象者 1 申込人資格要件申告書兼誓約書（協調支援型特別保証制度用）【協会様式】	1
	融資対象者 2 1 申込人資格要件申告書兼誓約書（協調支援型特別保証制度用）【協会様式】 2 経営行動計画書（協調支援型特別保証制度用）【協会様式】	1 1
	融資対象者 3 モニタリング強化型特別保証制度資格要件申告書兼誓約書【協会様式】	1
	【脱炭素割を適用する場合】 1 「脱炭素割」資格申告書（様式1）※1 2 温室効果ガス排出量を算定※2した結果を示す書類（写）、又は神奈川県が交付する「かながわ再エネ電力利用事業者認定証」※3（写） 3 「脱炭素取組宣言 確認書」（写）、又は「脱炭素取組宣言 宣言書」（写）  ※1～3 「備考」を参照	1 1 1
取扱金融機関の 責務及び報告並 びに EBPM に伴 う 情 報 提 供	<p>融資対象者 2については、次の1から4の責務を負う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 取扱金融機関は、原則として四半期に1回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から経営状況等の報告を受ける。</li> <li>2 取扱金融機関は、中小企業者に対し、当初策定した計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行う。</li> <li>3 取扱金融機関は、原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回中小企業者の事業年度毎に、市保証協会に対し、中小企業者の本制度の利用状況、計画の実行状況、財務状況並びに取扱金融機関の経営支援状況を電子データで報告しなければならない。市保証協会は、同データのうち、EBPMに伴う情報提供として、所在地、資本金、会社設立日、業種、従業員数、取扱金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額、保証申込時点のプロパー融資有無、本保証付き融資実行後のプロパー融資実行有無、プロパー融資実行時点の本制度残高、取扱金融機関の訪問回数及び財務状況について、電子データで経済産業省に送付しなければならない。なお、取扱金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出する。</li> <li>4 取扱金融機関は中小企業者の実行状況を踏まえ、必要に応じて、中小企業者に対し、指導・助言や追加的な経営支援を行う。</li> </ol>	
	<p>融資対象者 3については、次の1から3の責務を負う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 取扱金融機関は、原則として、年に1回中小企業者から経営状況等の報告を受けるとともに、随時、中小企業者から経営状況の変化を察知したことの報告を受ける。</li> <li>2 取扱金融機関は、原則として、貸付実行日の属する事業年度から5事業年度（以下「モニタリング期間」という。）にわたり、年1回中小企業者の事業年度毎に、市保証協会に対し、中小企業者の経営状況等を電子データで報告しなければならない。市保証協会は、同データのうち、EBPMに伴う情報提供として、取扱金融機関、融資実行年月、認定経営革新等支援機関名、認定経営革新等支援機関ID、認定経営革新等支援機関種別及び財務状況について、電子データで経済産業省に送付しなければならない。なお、取扱金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出する。</li> <li>3 取扱金融機関は、モニタリング期間中に、中小企業者から経営状況の変化を察知したことの報告を受けた場合、市保証協会に対し報告し、原則として、中小企業者、認定経営革新等支援機関及び市保証協会との対話を通じて、追加的な経営支援を検討する。</li> </ol>	

備 考	<p>※1 脱炭素割を適用する場合、融資対象者は、融資の申込みにあたり作成する資格申告書に、「Scope 1 &amp; 2 の温室効果ガス排出量」又は「再エネルギー電力切替の旨」を記載する。</p> <p>資格申告書については、横浜市のウェブサイトにて作成するものとする。</p> <p>※2 温室効果ガス排出量算定方法については限定しないが、取扱金融機関等が提携、若しくは公的機関が提供している算定ツールや診断サービスを使用し、算定した結果を示す書類は、算定に使用したツールにより定められた様式を用いること。</p> <p>また、令和8年4月から9月に融資申込みをする場合は、令和7年7月から12月分のすべての算定結果を、令和8年10月から令和9年3月に融資申込みをする場合は、令和8年1月から6月分のすべての算定結果が記載されていること。</p> <p>Scope 1 とは「自社での燃料使用等による直接排出」、Scope 2 とは「他社から供給された電気・ガス等の使用に伴う間接排出」を指す。</p> <p>※3 「かながわ再エネ電力利用事業者認定証」は、認定日された月の属する年度を含む3か年度以内のものを有効とする。</p>
保 証 制 度	<p>融資対象者1及び2は協調支援型特別保証制度、融資対象者3はモニタリング強化型特別保証制度の対象である。</p>

## 設備更新資金

目的	中小企業者の設備更新を支援することで、生産性の向上および温室効果ガス排出量の削減を促進し、持続可能な経営基盤の構築を図る。	
融資対象者	次のいずれかに該当する中小企業者 1 電気・ガス・液体燃料等のエネルギーを使用する自己所有の既存設備※を更新するもの 2 1以外の自己所有の既存設備を更新するもの  ※ 電気・ガス・液体燃料等のエネルギーを使用する自己所有の既存設備の例 業務用空調設備、業務用給湯器、業務用冷凍冷蔵設備、LED照明、高性能ボイラ、変圧器、産業用モータ、産業ヒートポンプ、生産設備（工作機械、プラスチック加工機械、プレス機械、印刷機械、ダイカストマシン）、自動車、作業車、その他業務用設備	
資金用途	設備資金（付随する運転資金は可。ただし設備の金額を超えないこと。）	
融資額	2億8,000万円以内（組合等は4億8,000万円以内）	
融資期間	20年以内	
据置期間	12か月以内	
融資利率	固定金利又は金融機関所定利率のうちから選択できるものとする。ただし、金融機関所定利率については、融資期間15年を超える場合のみ選択ができるものとする。  1 固定金利：1年以内 年1.3%以内 1年超3年以内 年1.6%以内 3年超5年以内 年1.8%以内 5年超10年以内 年2.0%以内 10年超15年以内 年2.2%以内 15年超20年以内 年2.4%以内 2 金融機関所定利率	
担保	必要に応じて徴する。	
保証料助成	0.3%助成（融資額5,000万円まで） <b>【宣言割を適用する場合】</b> 0.4%助成＝上記の0.3%+0.1%（融資額5,000万円まで） 横浜市の「脱炭素取組宣言」を実施したもの	
共通書類以外の 申込書類	申込書類	部数
	設備更新資金 資格申告書（様式2）	1
	<b>【宣言割を適用する場合】</b> 「脱炭素取組宣言 確認書」（写）、又は「脱炭素取組宣言 宣言書」（写）	1
備考	融資対象者は、融資実行後に「融資対象者」の要件に該当した設備の導入を中止した場合、借入金を繰上返済しなければならない。	

## 小規模企業特別資金

目的	金融環境変化の影響を受けやすい小規模企業者に対して、責任共有制度の対象除外となる保証制度によって、事業活動に必要な資金を原則として無担保で融資することで、安定的な資金調達を維持し、もって小規模企業者の健全な経営および発展を図る。	
融資対象者	中小企業信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者であって、「小口零細企業保証制度」の対象となるもの	
資金使途	運転資金及び設備資金	
融資額	2,000万円以内 ただし、既存の信用保証協会（横浜市以外の信用保証協会を含む。）の保証付き融資残高との合計で2,000万円以内の範囲内となる新規の保証に限る。	
融資利率	固定金利又は変動金利のうちから選択できる。  1 固定金利：1年以内 年1.6%以内 1年超5年以内 年2.0%以内 5年超10年以内 年2.4%以内 10年超15年以内 年2.6%以内 2 変動金利：短期プライムレート+0.4%以内	
融資期間	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内	
据置期間	12か月以内	
担保	原則として不要	
保証料助成	0.1%助成  【脱炭素割を適用する場合】0.3%助成=上記の0.1%+0.2% 次の1及び2に該当し、かつ3又は4のいずれかを満たす融資対象者 1 融資期間が10年以内のもの 2 横浜市の「脱炭素取組宣言」を実施したもの  3 取扱金融機関等が提携又は公的機関が提供する算定ツール・診断サービスを使用し、現状の温室効果ガス排出量の見える化を、融資申込月に対応する6か月分実施したもの 4 「かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト」を活用し、再エネ電力プランに切り替えたもの	
共通書類以外の 申込書類	申込書類	部数
	<b>【脱炭素割を適用する場合】</b> 1 「脱炭素割」資格申告書（様式1）※ <sup>1</sup> 2 温室効果ガス排出量を算定※ <sup>2</sup> した結果を示す書類（写）、又は神奈川県が交付する「かながわ再エネ電力利用事業者認定証」※ <sup>3</sup> （写） 3 「脱炭素取組宣言 確認書」（写）、又は「脱炭素取組宣言 宣言書」（写）  ※1～3 「備考」を参照	1 1 1

備 考	<p>※1 脱炭素割を適用する場合、融資対象者は、融資の申込みにあたり作成する資格申告書に、「Scope 1 &amp; 2の温室効果ガス排出量」又は「再エネルギー電力切替の旨」を記載する。</p> <p>資格申告書については、横浜市のウェブサイトにて作成するものとする。</p> <p>※2 温室効果ガス排出量算定方法については限定しないが、取扱金融機関等が提携、若しくは公的機関が提供している算定ツールや診断サービスを使用し、算定した結果を示す書類は、算定に使用したツールにより定められた様式を用いること。</p> <p>また、令和8年4月から9月に融資申込みをする方は、令和7年7月から12月分のすべての算定結果を、令和8年10月から令和9年3月に融資申込みをする場合は、令和8年1月から6月分のすべての算定結果が記載されていること。</p> <p>Scope 1とは「自社での燃料使用等による直接排出」、Scope 2とは「他社から供給された電気・ガス等の使用に伴う間接排出」を指す。</p> <p>※3 「かながわ再エネ電力利用事業者認定証」は、認定された月の属する年度を含む3か年度以内のものを有効とする。</p>
保 証 制 度	本資金は小口零細企業保証制度の対象である。

## 小規模企業資金繰り安定サポート資金

目 的	<p>小規模企業者が事業に必要とする経常運転資金の一部について、短期継続融資の導入支援として、定時償還を伴わない期日一括返済方式により融資することで、疑似資本的な安定した資金調達を可能とし、もって小規模企業者が安心して事業継続できる環境を整備し、小規模企業者の発展への取組を支援する。</p>	
融 資 対 象 者	<p>中小企業信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者であって、次の全ての要件に該当するもの  ただし、申込時点において、本資金及び信用保証協会（市保証協会以外の信用保証協会を含む。）の短期継続保証の保証付き借入金を利用しているものは除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 1期以上の決算（確定申告）を行っているもの</li> <li>2 既往借入金の全部又は一部について返済条件の緩和を行っていないもの</li> <li>3 次の財務要件のいずれかを満たすもの <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 法人であって、直近決算で債務超過でなく、経常利益を計上しているもの</li> <li>(2) 個人事業主であって、直近の確定申告における申告所得額が200万円以上のもの</li> </ol> </li> </ol>	
資 金 使 途	<p>運転資金  ただし、信用保証協会（横浜市以外の信用保証協会を含む。）の短期継続保証制度の保証付き既往借入金を借り換える場合の返済資金に充てることはできない。</p>	
融 資 額	<p>100万円以上2,000万円以内  ただし、直近決算における平均月商の2倍以内とする。  また、1申込人につき1口とする。</p>	
融 資 期 間	<p>運転資金 1年以内（一括返済）</p>	
融 資 利 率	<p>金融機関所定利率</p>	
担 保	<p>必要に応じて徴する。</p>	
保 証 料 助 成	<p>助成なし</p>	
共通書類以外の 申 込 書 類	<p>短期継続保証（けいぞく）申込人資格要件確認書兼モニタリング報告書  <b>【協会様式】</b></p>	<p>部数 1</p>
更 新	<p>融資対象者は、融資対象者要件の1から3の全てに該当し、かつ金融機関による中小企業者の業況把握に係るモニタリングを受けることで、本資金を返済期日到来時に更新できる。  ただし、次のいずれかに該当する場合は、更新することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第4条第3項に定めるもの</li> <li>(2) 申込人に対する金融機関の債権又は市保証協会の保証付き借入金について、延滞若しくは事故報告書の提出事由に該当している場合</li> <li>(3) 融資対象者要件3の財務要件を2期連続で満たさないもの</li> <li>(4) 経営状況の著しい悪化等により、取扱金融機関又は市保証協会が更新について適当でないと判断した場合</li> </ol> <p>更新をするものは、原則として更新により返済する既往借入金の返済期日の14日前までに本資金の申込みの手続を行う。  初回更新時及び2回目の更新時においては、融資対象者要件3の財務要件を満たす必要なく、金融機関によるモニタリングのみで更新できる。  本資金の利用者が、従業員数の増加等により小規模企業者ではなくなった場合についても、返済期日まで本資金を継続して利用できる。</p>	

<p>取扱金融機関の 責務及び報告</p>	<p>取扱金融機関は本資金の融資実行後、継続的に中小企業者の業況把握に努めるとともに、本資金の更新の申込みがある場合は、更新時までには中小企業者の業況把握に係るモニタリングを実施しなければならない。</p> <p>取扱金融機関は、モニタリング実施後、短期継続保証（けいぞく）申込人資格要件確認書（兼モニタリング報告書）【協会様式】を市保証協会に提出しなければならない。</p> <p>取扱金融機関は、中小企業者の業況を踏まえ、市保証協会と連携し、必要に応じて、中小企業者に対し経営支援を行う。</p>
<p>保証制度</p>	<p>本資金は市保証協会の短期継続保証制度の対象である。</p>

## 脱炭素よこはま資金

目的	温室効果ガス排出量の削減に取り組む事業者の資金調達を支援し、事業者の脱炭素経営による経営基盤の安定・強化や持続的な成長・発展につなげる。												
融資対象者	<p>横浜市の「脱炭素取組宣言」を実施し、かつ、次のいずれかに該当する中小企業者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 温室効果ガス排出量削減目標を定め、第三者機関の認証等<sup>※</sup>を得た事業計画に従い、温室効果ガス排出量の削減に取り組むもの</li> <li>2 脱炭素分野での「横浜市次世代重点分野立地促進助成」の交付決定を受けたもの</li> <li>3 カーボンニュートラル設備投資助成事業の申請中若しくは交付の決定を受けたもの</li> <li>4 (公財) 横浜企業経営支援財団が実施する「技術相談(環境技術・省エネルギー)」による支援を受け、設備投資を実施するもの、又は実施したもの</li> </ol> <p>※ 第三者機関の認証等の例：(記載したものに限定する訳ではない。)</p> <p>横浜市へ地球温暖化対策計画を提出したもの  (公財) 横浜企業経営支援財団の伴走支援(3回)を受けたもの  エコアクション21、エコステージ、中小企業版 SBT 又はグリーン経営認証を取得したもの  脱炭素化を支援する金融機関提携サービス等、専門家のコンサルタントを受けながら、具体的な温室効果ガス排出量削減計画を策定したもの 等</p>												
資金使途	<p>運転資金及び設備資金</p> <p>融資対象者1については、当該事業計画の実施に必要な事業資金に限る</p>												
融資額	2億8,000万円以内(組合等は4億8,000万円以内)												
融資利率	<p>固定金利又は金融機関所定利率のうちから選択できるものとする。ただし、金融機関所定利率については、融資期間15年を超える場合のみ選択ができるものとする。</p> <table> <tr> <td>1 固定金利：1年以内</td> <td>年1.3%以内</td> </tr> <tr> <td>1年超3年以内</td> <td>年1.6%以内</td> </tr> <tr> <td>3年超5年以内</td> <td>年1.8%以内</td> </tr> <tr> <td>5年超10年以内</td> <td>年2.0%以内</td> </tr> <tr> <td>10年超15年以内</td> <td>年2.2%以内</td> </tr> <tr> <td>15年超20年以内</td> <td>年2.4%以内</td> </tr> </table> <p>2 金融機関所定利率</p>	1 固定金利：1年以内	年1.3%以内	1年超3年以内	年1.6%以内	3年超5年以内	年1.8%以内	5年超10年以内	年2.0%以内	10年超15年以内	年2.2%以内	15年超20年以内	年2.4%以内
1 固定金利：1年以内	年1.3%以内												
1年超3年以内	年1.6%以内												
3年超5年以内	年1.8%以内												
5年超10年以内	年2.0%以内												
10年超15年以内	年2.2%以内												
15年超20年以内	年2.4%以内												
融資期間	<p>運転資金 10年以内</p> <p>設備資金 20年以内</p>												
据置期間	12か月以内												
担保	必要に応じて徴する。												
保証料助成	0.5%助成(融資額5,000万円まで)												

	申込書類	部数	備考
	融資対象者1 1 脱炭素よこはま資金資格申告書(様式3)※ 1 2 横浜市へ地球温暖化対策計画を提出したことがわかる書類※ <sup>2</sup> (写)、又は第三者機関の認証等を得たことがわかる書類※ <sup>3</sup> (写) 3 横浜市に提出した地球温暖化対策計画書※ <sup>2</sup> (写)、又は第三者機関の認証等を受けた事業計画書※ <sup>3</sup> (写) 4 「脱炭素取組宣言 確認書」(写)、又は「脱炭素取組宣言 宣言書」(写)	1 1 1 1	※1 融資対象者は、融資の申込みにあたり作成する資格申告書に、「温室効果ガス排出量削減目標」を記載する。 ※2 提出した月の属する年度を含む3か年度以内のものを有効とする。 ※3 認証等について認証期間の定めがあるものについては認証期間中のもの、定めのないものについては、認証等された月の属する年度を含む3か年度以内のものを有効とする。また、融資実行後、横浜市が融資対象者に対し、事業計画書に記載された温室効果ガス排出量削減目標の達成状況について、報告を求める場合がある。
	融資対象者2 1 交付決定兼確定通知書(写)※ 2 「脱炭素取組宣言 確認書」(写)、又は「脱炭素取組宣言 宣言書」(写)	1 1	※ 交付決定等の月の属する年度を含む3か年度以内のものを有効とする。
	融資対象者3 「脱炭素取組宣言 確認書」(写)、又は「脱炭素取組宣言 宣言書」(写)  <b>【申請中の場合】</b> 1 助成金の申込書(写)、又は交付申請書(写) 2 申請受付メール(写)※  <b>【交付の決定を受けている場合】</b> 助成金の交付に係る通知書(写)	1 1 1 1	※ 申込番号、又は申請受付番号が記載されているものに限り。
	融資対象者4 1 脱炭素よこはま資金(省エネルギー相談)支援確認申請書兼支援確認書(様式4)※ <sup>1</sup> 2 設備投資計画書(任意様式)※ <sup>2</sup> 3 「脱炭素取組宣言 確認書」(写)、又は「脱炭素取組宣言 宣言書」(写)	1 1 1	※1 予め(公財)横浜企業経営支援財団に提出し、支援確認書の交付を受けること。なお、融資の申込期間は、技術相談を受けた月の属する年度を含む3か年度以内とする。 ※2 設備投資計画書の記載内容には、設備投資の内容及び設備投資による省エネルギー効果を含むこと。
共通書類以外の申込書類			

## SDGs よこはま資金

目的	国際連合で採択された、持続可能な開発目標である SDGs の達成に向けた取組等を実施する中小企業者の成長、発展を支援する。
融資対象者	次のいずれかに該当する中小企業者 <b>【認証等】</b> 1 「横浜市 SDGs 認証制度 “Y-SDGs”」において標準 (Standard)、上位 (Superior) 又は最上位 (Supreme) の認証を受けたもの 2 (公財) 横浜企業経営支援財団が実施する「横浜型地域貢献企業」の認定を受けたもの 3 (公財) 横浜企業経営支援財団が実施する「横浜知財みらい企業」の認定を受けたもの 4 「横浜グランドスラム企業表彰」を受けたもの 5 「パートナーシップ構築宣言」を宣言し、公開しているもの 6 「中小企業新技術・新製品開発促進助成金」の交付の決定を受けたもの 7 「販路開拓支援事業」の認定を受けたもの <b>【職場環境向上等】</b> 8 市内において、従業員の就労環境向上のための設備投資を行うもの 9 「よこはまグッドバランス企業 (旧よこはまグッドバランス賞)」に認定されているもの 10 「横浜健康経営認証」において、クラス AA 又はクラス AAA に認証されているもの 11 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号)」に基づき、一般事業主行動計画を策定し、届出を行ったもの 12 横浜市民である 30 歳以上の女性を雇用してから 1 年以内であるもの 13 中小企業庁が認定する経営革新等支援機関の協力を得て生産性向上に取り組むもの 14 市保証協会によるデジタル化のための提案を受け、設備導入等に取り組むもの
資金使途	運転資金及び設備資金
融資額	SDGs よこはま資金全体で 2 億 8,000 万円以内 (組合等は 4 億 8,000 万円以内)
融資利率	固定金利又は金融機関所定利率のうちから選択できるものとする。ただし、金融機関所定利率については、融資期間 15 年を超える場合のみ選択ができるものとする。 1 固定金利：1 年以内 年 1.3%以内 1 年超 3 年以内 年 1.6%以内 3 年超 5 年以内 年 1.8%以内 5 年超 10 年以内 年 2.0%以内 10 年超 15 年以内 年 2.2%以内 15 年超 20 年以内 年 2.4%以内 2 金融機関所定利率
融資期間	運転資金 10 年以内 設備資金 20 年以内
据置期間	12 か月以内
担保	必要に応じて徴する。
保証料助成	0.25%助成 (融資額 5,000 万円まで) ただし、認証等 融資対象者 4 については全額助成 (融資額 5,000 万円まで)

	申込書類	部数	備考
共通書類 以外の 申込書類	融資対象者1 Y-SDGs 認証通知書 (写) 又はWeb ページ画面 (写) 等、認証事業者であることがわかる書類※	1	※ 認証期間の定めがあるものについては認証期間中のものを有効とする。
	融資対象者2・3 認定書 (写) 又はWeb ページ画面 (写) 等、認定企業であることがわかる書類※	1	※ 認証期間の定めがあるものについては認証期間中のものを有効とする。
	融資対象者4 横浜グランドスラム企業表彰状 (写) 又はWeb ページ画面 (写) 等、横浜グランドスラム企業であることがわかる書類※	1	※ 表彰を受けた月の属する年度を含む3か年度以内のものを有効とする。
	融資対象者5 現在公開中であることと事業者名が確認できる「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト画面等 (写)	1	
	融資対象者6・7 交付決定通知書 (写) 等※	1	※ 交付決定等の月の属する年度を含む3か年度以内のものを有効とする。
	融資対象者8 設備投資計画書 (任意様式) ※	1	※ 設備投資計画書の記載内容には、設備投資の内容及び就労環境向上に資する効果を含めること。
	融資対象者9 認定書 (写) 又はWeb ページ画面 (写) 等、よこはまグッドバランス企業であることがわかる書類※	1	※ 認定期間の定めがあるものについては認定期間中のものを有効とする。
	融資対象者10 横浜健康経営認証 認証通知書 (写) 又はWeb ページ画面 (写) 等、認証を受けた事業所であることがわかる書類※	1	※ 認証期間の定めがあるものについては認証期間中のものを有効とする。
	融資対象者11 各都道府県労働局の收受印が捺印された届出書 (写) ※ 又は電子申請の場合は、届出書 (写) 及び届出を行った日時が確認できる画面 (写)	1	※ 受理された月の属する年度を含む3か年度以内のものを有効とする。
	融資対象者12 1 被雇用者に係る健康保険・厚生年金保険資格取得確認通知書 (写) ※ 2 被雇用者に係る雇用保険被保険者資格取得確認通知書 (写) ※	1 1	※ 個人情報保護の観点から対象確認に要する部分以外を黒塗りとさせ、提出させることとする。 ※ 左記1、2の資格取得日が、いずれか1年以内のものを有効とする。
	融資対象者13 1 事業計画書 (任意様式) ※ 2 認定経営革新等支援機関が確認できるWeb ページ画面 (写) 等	1 1	※ 事業計画書の記載内容には次の内容を含めること。 (1) 設備導入等の取組みの概要 (2) 資金計画の概要 (3) 設備導入等の取組み後の収益予測 (4) 協力を得た認定経営革新等支援機関名



## スタートアップおうえん資金

目的	創業から一定期間を経過していないスタートアップに対する事業資金供給の円滑化を図るとともに、経営者保証を不要とすることで、スタートアップ創業を促し、またスタートアップの積極的な事業展開を推進する。
融資対象者	<p>次の1～5のいずれかに該当し、かつ6～10のいずれかに該当するスタートアップ創業者及びスタートアップである中小企業者。</p> <p>ただし、申込時点において税務申告1期末終了のスタートアップ創業者にあつては創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業を営んでいない個人<sup>※1</sup>が2か月以内（産業競争力強化法第2条第31項第3号に規定する認定特定創業支援等事業（以下「認定特定創業支援等事業」という。）により支援を受けて創業を行おうとするものにあつては、6か月以内）に市内で新たに会社を設立<sup>※2</sup>し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの</li> <li>2 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始<sup>※3</sup>したものであつて新たに会社を設立したものが、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であつて、個人として新たに事業を開始した日<sup>※4</sup>以後5年を経過していないもの</li> <li>3 事業を営んでいない個人により新たに設立された会社であつて、その設立の日<sup>※5</sup>以後5年を経過していないもの</li> <li>4 中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的な計画を有するもの</li> <li>5 中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であつて、その設立の日以後5年を経過していないもの</li> <li>6 市区町村が実施する「認定特定創業支援等事業」を修了したもの</li> <li>7 市長が定める支援事業<sup>※6</sup>のいずれかを修了したもの</li> <li>8 Science Tokyo 横浜ベンチャープラザに入居中のもの</li> <li>9 「横浜市スタートアップビザ」における確認証明書の発行を受けたもの</li> <li>10 株式会社日本政策金融公庫の「挑戦支援資本強化特別貸付（旧挑戦支援資本強化特例制度）（新事業型に限る。）」を利用している、又は本資金と当該融資制度で協調融資を受けるもの</li> </ol> <p>※1～6 「備考」を参照</p>
資金使途	運転資金及び設備資金
融資額	3,500万円以内
融資期間	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内
据置期間	12か月以内 ただし、申込金融機関において本資金と原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間を36か月以内とする。
融資利率	年1.9%以内
担保	不要
連帯保証人	不要
保証料助成	全額助成

	申込書類	部数	備考
共通書類以外の 申 込 書 類	融資対象者6 1 創業計画書（スタートアップ創出促進保証制度用）【協会様式】 2 市区町村が発行する「認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書」（写）※	1 1	※ 証明書は有効期限内のものに限る。
	融資対象者7～9に該当するもの 1 創業計画書（スタートアップ創出促進保証制度用）【協会様式】 2 認定申請書兼認定書（スタートアップおうえん資金）（様式5）※ 又は該当することが分かる書類	1 1	※ 様式2は、予め経済局に提出し、認定書の交付を受けること。なお、認定書の有効期間は、認定の日から3か月以内とする。
	融資対象者10に該当するもの 創業計画書（スタートアップ創出促進保証制度用）【協会様式】  【既に貸付を利用している場合】 株式会社日本政策金融公庫による融資実行後の金銭消費貸借契約書（写）※  【協調融資を受ける場合】 中小企業事業で交付される「借入申込書」（写）又は 国民生活事業で交付される「ご融資のお知らせ・借用証書」（写）	1 1 1	※ 金銭消費貸借契約書（写）は、当該融資の返済期間中のものを有効とする。
取扱金融機関の 責 務 及 び 報 告	<p>取扱金融機関は、スタートアップ創業者に対して、融資実行後、創業者が会社を設立して原則3年目及び5年目に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受けるよう促し、スタートアップ創業者より「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート（スタートアップ創出促進保証制度用）【協会様式】」（以下「ガバナンスチェックシート」という。）の提出を受ける。</p> <p>取扱金融機関は、スタートアップ創業者がガバナンス体制の整備に関するチェックを受けた月の翌月以降に到来する4月又は10月のいずれか早い月に、ガバナンスチェックシートの写しを市保証協会に提出する。</p> <p>なお、取扱金融機関が提出しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を市保証協会に提出する。</p>		
備 考	<p>1 「事業を営んでいない個人」とは、「既に事業を行っているもの」及び「既にある法人の代表者」ではないことをいう。</p> <p>2 「新たに会社を設立」とは、会社法の株式会社、合名会社（士業法人（弁理士法人、税理士法人、弁護士法人、司法書士法人、土地家屋調査士法人、社会保険労務士法人、監査法人、行政書士法人）を含む。）、合資会社又は合同会社を新規設立（代表権取得（法人の買い取りを含む）による事業開始は不可）することをいう。</p> <p>また、許認可等が必要な事業を開始する場合は、融資申込時にその許認可等を受けているか、又は受けることが確実に見込まれることとする。</p> <p>3 「新たに事業を開始」とは、新規に個人で事業を開始することをいう。</p> <p>また、許認可等が必要な事業を開始する場合は、融資申込時にその許認可等を受けているか、又は受けることが確実に見込まれることとする。</p> <p>4 「事業を開始した日」は、原則として開業届により確認する。</p> <p>5 「設立の日」は、履歴事項全部証明書により確認する。</p> <p>6 「市長が定める支援事業」について、市は指定する事業の一覧をウェブサイトで公開する。</p>		
保 証 制 度	本資金はスタートアップ創出促進保証制度の対象である。		

## 創業おうえん資金

目的	市内での創業にあたり事業開始初期に必要とする資金を原則として無担保で融資し、もって創業者の健全な発展を図る。		
創業おうえん資金			
融資対象者	<p>次のいずれかに該当する創業者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業を営んでいない個人<sup>※1</sup>が1か月以内（産業競争力強化法第2条第31項第1号に規定する認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業を行おうとするものにあつては、6か月以内）に市内で新たに事業を開始<sup>※3</sup>する具体的計画を有するもの</li> <li>2 事業を営んでいない個人が2か月以内（産業競争力強化法第2条第31項第3号に規定する認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業を行おうとするものにあつては、6か月以内）に市内で新たに会社を設立<sup>※2</sup>し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの</li> <li>3 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始した日<sup>※4</sup>以後5年を経過していないもの</li> <li>4 融資対象者3に定めるものであつて新たに会社を設立したものが、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であつて、個人として新たに事業を開始した日以後5年を経過していないもの</li> <li>5 事業を営んでいない個人により新たに設立された会社であつて、その設立の日<sup>※5</sup>以後5年を経過していないもの</li> <li>6 中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの</li> <li>7 中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であつて、その設立の日以後5年を経過していないもの</li> </ol> <p>※1～5 (別表1-9) スタートアップおうえん資金に準ずる。同表「備考」を参照</p>		
資金使途	運転資金及び設備資金		
融 資 額	3,500万円以内		
融 資 期 間	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内		
据置期間	12か月以内		
融 資 利 率	年2.3%以内		
担 保	原則として不要		
保証料助成	0.1%助成		
共通書類 以外の 申込書類	申込書類	部数	備考
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 創業・再挑戦計画書（創業関連保証・再挑戦支援保証用）【協会様式】</li> <li>2 融資対象者1又は2の該当する者のみ 市区町村が発行する「認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書」（写）※</li> </ol>	1  1	※ 証明書は有効期限内のものに限る。

保証制度	本資金は創業関連保証制度の対象である。なお、融資対象者3から7は一般保証の対象とすることもできる。		
創業おうえん資金（経営者保証不要特別）			
融資対象者	<p>次のいずれかに該当する創業者及び創業者である中小企業者。 ただし、申込時点において税務申告1期末終了の創業者にあつては創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業を営んでいない個人<sup>※1</sup>が2か月以内（産業競争力強化法第2条第31項第3号に規定する認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業を行おうとするものにあつては、6か月以内）に市内で新たに会社を設立<sup>※2</sup>し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの</li> <li>2 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始<sup>※3</sup>したものであつて新たに会社を設立したものが、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であつて、個人として新たに事業を開始した日<sup>※4</sup>以後5年を経過していないもの</li> <li>3 事業を営んでいない個人により新たに設立された会社であつて、その設立の日<sup>※5</sup>以後5年を経過していないもの</li> <li>4 中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的な計画を有するもの</li> <li>5 中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であつて、その設立の日以後5年を経過していないもの</li> </ol> <p>※1～5（別表1－9）スタートアップおうえん資金に準ずる。同表「備考」を参照</p>		
資金使途	運転資金及び設備資金		
融 資 額	3,500万円以内		
融 資 期 間	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内		
据 置 期 間	12か月以内 ただし、申込金融機関において本資金と原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間を36か月以内とする。		
融 資 利 率	年2.3%以内		
担 保	不要		
連帯保証人	不要		
保証料助成	0.1%助成		
共通書類 以 外 の 申 込 書 類	申込書類	部数	備考
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 創業計画書（スタートアップ創出促進保証制度用）【協会様式】</li> <li>2 融資対象者1の該当する者のみ 市区町村が発行する「認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書」（写）<sup>※</sup></li> </ol>	1  1	※ 証明書は有効期限内のものに限る。

取扱金融機関の責務及び報告	<p>取扱金融機関は、創業者に対して、融資実行後、創業者が会社を設立して原則3年目及び5年目に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受けるよう促し、創業者より「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート（スタートアップ創出促進保証制度用）【協会様式】」（以下「ガバナンスチェックシート」という。）の提出を受ける。</p> <p>取扱金融機関は、創業者がガバナンス体制の整備に関するチェックを受けた月の翌月以降に到来する4月又は10月のいずれか早い月に、ガバナンスチェックシートの写しを市保証協会に提出する。</p> <p>なお、取扱金融機関が提出しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を市保証協会に提出する。</p>
保証制度	本資金はスタートアップ創出促進保証制度の対象である。

創業おうえん資金（再挑戦）

融資対象者	<p>過去に行っていた事業の廃止の日又は解散の日から5年を経過していないもので、次のいずれかに該当する創業者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業を営んでいない個人<sup>*1</sup>が1か月以内（産業競争力強化法第2条第31項第1号に規定する認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業を行おうとするものにあつては、6か月以内）に市内で新たに事業を開始<sup>*3</sup>する具体的計画を有するものうち、次のいずれかに該当するもの <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの</li> <li>(2) 過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの</li> </ol> </li> <li>2 事業を営んでいない個人が2か月以内（産業競争力強化法第2条第31項第3号に規定する認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業を行おうとするものにあつては、6か月以内）に市内で新たに会社を設立<sup>*2</sup>し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するものうち、次のいずれかに該当するもの <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの</li> <li>(2) 過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの</li> </ol> </li> <li>3 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始した日<sup>*3</sup>以後5年を経過していないものうち、次のいずれかに該当するもの <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの</li> <li>(2) 過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの</li> </ol> </li> <li>4 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始した後、同一事業で新たに会社を設立したもので、かつ、新たに事業を開始した日以後5年を経過していないものうち、次のいずれかに該当するもの <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該会社を設立した個人が過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの</li> <li>(2) 当該会社を設立した個人が過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの</li> </ol> </li> <li>5 事業を営んでいない個人により新たに設立された会社であつて、その設立の日<sup>*5</sup>以降5年を経過していないものうち、次のいずれかに該当するもの <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該会社を設立した個人が過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの</li> <li>(2) 当該会社を設立した個人が過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの</li> </ol> </li> </ol> <p>※1～3、5（別表1－9）スタートアップおうえん資金に準ずる。同表「備考」を参照</p>
資金使途	運転資金及び設備資金

融 資 額	3,500万円以内		
融 資 期 間	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内		
据 置 期 間	12か月以内		
融 資 利 率	固定金利又は変動金利のうちから選択できるものとする。 1 固定金利 : 3年以内 年2.4%以内 3年超5年以内 年2.6%以内 5年超10年以内 年2.8%以内 2 変動金利 : 短期プライムレート+0.7%以内		
担 保	不要		
保証料助成	0.08%助成		
共 通 書 類 以 外 の 申 込 書 類	申込書類	部数	備考
	1 創業・再挑戦計画書（創業関連保証・再挑戦支援保証用）【協会様式】	1	※ 証明書は有効期限内のものに限る。
	2 資格要件申告書【協会様式】	1	
3 融資対象者1又は2の該当する者のみ 市区町村が発行する「認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書」（写）※	1		
保 証 制 度	本資金は再挑戦支援保証制度の対象である。		

## 事業承継資金

目的	中小企業者が将来にわたってその活力を維持するため、円滑な事業承継を行うことで事業価値を次世代へと引き継ぎ、事業活動の活性化を支援する。
事業承継資金	
融資対象者	次のいずれかに該当する中小企業者（3については中小企業者の代表者を含む。） 1 事業継続が困難な被後継者から事業用資産等の譲渡を受け、当該事業を承継しようとする後継者※であるもの 2 後継者による経営権の集約を目的として、持株会社が事業会社※の株式を集約しようとするもの 3 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成 20 年法律第 33 号）に基づく認定を受けているもので経営承継関連保証制度の対象であるもの又は同認定を受けている中小企業者の代表者で特定経営承継関連保証制度の対象であるもの 4 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成 20 年法律第 33 号）に基づく認定を受けているもので、経営承継準備関連保証制度の対象であるもの 5 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成 20 年法律第 33 号）に基づく認定を受けているもので、特定経営承継準備関連保証制度の対象であるもの 6 認定経営革新等支援機関の支援を受け、事業承継を 10 年以内に行う事業承継計画を策定し、計画を実行するもの 7 後継者が被後継者から事業を引き継いで 3 年未満のもの  ※ 「備考」を参照
資金使途	融資対象者 1 : 事業承継に伴い必要な設備資金（付随する運転資金を含む） 融資対象者 2 : 持株会社が被後継者の保有する事業会社の発行済議決権株式総数の 3 分の 2 以上を一括で取得する場合の設備資金（付随する運転資金を含む） 融資対象者 3～5 : 対象となる保証制度の定めによる 融資対象者 6 : 事業承継計画の実施に必要な運転資金及び設備資金 融資対象者 7 : 運転資金及び設備資金
融 資 額	2 億 8,000 万円以内
融 資 期 間	運転資金 10 年以内 設備資金 15 年以内
据 置 期 間	12 か月以内 ただし、融資対象者 2 は 18 か月以内
融 資 利 率	取扱金融機関の所定利率
担 保	必要に応じて徴する

連帯保証人	<p>融資対象者1、3、6及び7については、個人事業主の場合は原則不要とし、法人の場合は必要に応じて求める。ただし、代表者以外の連帯保証人は原則不要。          なお、融資対象者3のうち、特定経営承継関連保証に該当する場合は、認定中小企業者以外の連帯保証人は原則不要。          融資対象者2については、持株会社、事業会社の代表者（実質経営者を含む）及び事業会社以外の連帯保証人は原則不要。          融資対象者4については、法人の代表者又は他の中小企業者*（会社に限る）以外の連帯保証人は原則不要。          融資対象者5については、他の中小企業者*（会社に限る）以外の連帯保証人は原則不要。</p> <p>※ 「備考」を参照</p>										
保証料助成	0.25%助成										
共通書類 以外の 申込書類	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="384 580 1350 674">           融資対象者1            営業譲渡契約書（写）等、事業用資産等の譲渡にかかる疎明書類         </td> <td data-bbox="1350 580 1439 674">           部数 1         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 680 1350 987">           融資対象者2            1 事業承継計画書（任意様式）*            2 税理士が作成した株式評価算定書（任意様式）            3 持株会社及び事業会社の株主名簿            4 事業会社の直近2期分の確定申告書の写し、商業登記簿謄本、定款の写し及び印鑑証明書             ※ 「事業承継計画書」を参照         </td> <td data-bbox="1350 680 1439 987">           1 1 1 1         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 994 1350 1173">           融資対象者3～5            1 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成21年省令第22号）の規定による認定書（申請書の写しを含む。）（写）            2 認定申請の提出書類（写）         </td> <td data-bbox="1350 994 1439 1173">           1 1         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1180 1350 1346">           融資対象者6            事業承継計画書（任意様式）*             ※ 「事業承継計画書」を参照         </td> <td data-bbox="1350 1180 1439 1346">1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1352 1350 1453">           融資対象者7            営業譲渡契約書（写）等、事業用資産等の譲渡にかかる疎明書類         </td> <td data-bbox="1350 1352 1439 1453">1</td> </tr> </table>	融資対象者1 営業譲渡契約書（写）等、事業用資産等の譲渡にかかる疎明書類	部数 1	融資対象者2 1 事業承継計画書（任意様式）* 2 税理士が作成した株式評価算定書（任意様式） 3 持株会社及び事業会社の株主名簿 4 事業会社の直近2期分の確定申告書の写し、商業登記簿謄本、定款の写し及び印鑑証明書  ※ 「事業承継計画書」を参照	1 1 1 1	融資対象者3～5 1 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成21年省令第22号）の規定による認定書（申請書の写しを含む。）（写） 2 認定申請の提出書類（写）	1 1	融資対象者6 事業承継計画書（任意様式）*  ※ 「事業承継計画書」を参照	1	融資対象者7 営業譲渡契約書（写）等、事業用資産等の譲渡にかかる疎明書類	1
融資対象者1 営業譲渡契約書（写）等、事業用資産等の譲渡にかかる疎明書類	部数 1										
融資対象者2 1 事業承継計画書（任意様式）* 2 税理士が作成した株式評価算定書（任意様式） 3 持株会社及び事業会社の株主名簿 4 事業会社の直近2期分の確定申告書の写し、商業登記簿謄本、定款の写し及び印鑑証明書  ※ 「事業承継計画書」を参照	1 1 1 1										
融資対象者3～5 1 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成21年省令第22号）の規定による認定書（申請書の写しを含む。）（写） 2 認定申請の提出書類（写）	1 1										
融資対象者6 事業承継計画書（任意様式）*  ※ 「事業承継計画書」を参照	1										
融資対象者7 営業譲渡契約書（写）等、事業用資産等の譲渡にかかる疎明書類	1										
事業承継 計画書	<p>融資対象者は、融資の申込みにあたり作成する任意の事業承継計画書に、それぞれ以下の内容を記載する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 融資対象者2       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業承継の種類</li> <li>(2) 持株会社及び事業会社の概要</li> <li>(3) 持株会社の株主構成・出資比率</li> <li>(4) 事業会社の計画実施前、実施後の株主構成・出資比率</li> <li>(5) 持株会社及び事業会社の収支計画</li> <li>(6) 事業承継を行う背景・理由</li> <li>(7) 事業会社の株式評価</li> <li>(8) 資金調達方法</li> </ol> </li> <li>2 融資対象者6            支援を受けた認定経営革新等支援機関名</li> </ol>										

取扱金融機関の責務及び報告	<p>融資対象者2について、取扱金融機関は、融資実行後に資金使途の確認資料として速やかに以下の書類を徴求し、当該融資が完済になるまで保管し、市保証協会から求めがあった際には原本又は写しを提出する。</p> <p>(1) 株式譲渡契約書の写し (2) 設備資金の使途疎明資料 (3) 事業承継実施後の事業会社の株主名簿の写し</p>
事前相談	<p>融資対象者2について、取扱金融機関は、申込人が本資金の融資対象に該当すること等を確認の上、市保証協会へ事前相談を行う。</p>
備考	<p>1 「事業を承継しようとする後継者」とは、事業継続が困難な事業者から事業の全部又は一部の譲渡を受け、市内において当該事業を承継するものをいう。</p> <p>2 「事業会社」とは、事業活動を継続して行っており、事業承継の時期を迎えているが、自社株式の保有者が分散している又は自社株式の評価が高額になっている等、事業承継計画の実施を必要としている会社をいう。</p> <p>3 「持株会社」とは、事業承継計画に基づき、事業会社の株式を取得することにより、事業会社の事業活動を支配することを目的として設立された会社をいい、以下の全ての要件を満たす持株会社をいう。</p> <p>(1) 事業承継計画に基づき、事業会社の株式を取得することを目的として設立された持株会社である。</p> <p>(2) 持株会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を後継者が保有している。</p> <p>(3) 事業会社が中小企業信用保険法施行令第1条第1項に規定する業種に属する事業を行っている。</p> <p>なお、事業会社が保証対象外業種を兼業している場合は対象外。</p> <p>4 「他の中小企業者」とは、本資金の申込みを行う中小企業者（後継者）が、本資金を用いて事業を引き継ごうとする対象となる中小企業者をいう。</p>
保証制度	<p>融資対象者3は経営承継関連保証制度又は特定経営承継関連保証制度、融資対象者4は経営承継準備関連保証制度、融資対象者5は特定経営承継準備関連保証制度の対象である。</p>

事業承継資金（経営者保証不要特別）

融資対象者	<p>次の1、2、3又は4に該当し、かつ5に該当する会社である中小企業者。</p> <p>ただし、融資対象者1、2については、本資金（経営者保証不要特別）を既に利用しているものは、上記の要件に該当することに加え、本資金（経営者保証不要特別）1回目の保証日から3年以内に申込を行うものに限る。</p> <p>1 事業承継を保証申込受付日から3年以内に行う事業承継計画を有する法人</p> <p>2 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を行った法人で事業承継日から3年を経過していないもの</p> <p>3 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）に基づく認定を受けているもので、経営承継借換関連保証制度の対象であるもの</p> <p>4 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）に基づく認定を受けているもので、経営承継準備関連保証制度の対象であるもの</p> <p>5 次の(1)から(4)に定める全ての要件を満たすもの。なお、以下の(1)から(3)の要件は直近決算によるものとし、(4)の要件は申込日（注）に満たしていることを要する。</p> <p>(1) 資産超過であるもの</p> <p>(2) EBITDA 有利子負債倍率が10倍以内であるもの</p> <p>(3) 法人と経営者の資産及び経理の分離がなされており、かつ法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等）が社会通念上適切な範囲を超えていないもの</p> <p>(4) 既往借入金の全部又は一部について返済条件の緩和を行っていないもの</p> <p>（注）：申込日が、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業者に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。</p>
-------	--

申 込 金 融 機 関	申込金融機関は既に申込中小企業者と与信取引を有しているものに限る。	
資 金 使 途	事業承継計画の実施に必要な資金。 ただし、融資対象1については、個人保証付きではない既往借入金の返済資金を除く。 融資対象2については、事業承継前における個人保証付き既往借入金（プロパー資金を含む）の借換資金に限る。 融資対象3については、当該認定の日から経営の承継の日までの間における借換資金（プロパー資金を含む個人保証付き既往借入金の返済資金に限る。）に限る。	
融 資 額	2億8,000万円以内	
融 資 期 間	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内	
据 置 期 間	12か月以内	
融 資 利 率	取扱金融機関の所定利率	
担 保	必要に応じて徴する。	
連帯保証人	不要	
保証料助成	0.25%助成	
共 通 書 類 以 外 の 申 込 書 類	融資対象者1・2 1 事業承継計画書（事業承継特別保証制度用）【協会様式】 2 財務要件等確認書（事業承継特別保証制度用）【協会様式】  <b>【個人保証付き既往借入金を借り換える場合】</b> 3 借換債務等確認書（事業承継特別保証制度用）【協会様式】 4 他行借換依頼書兼確認書（事業承継特別保証制度用）【協会様式】 （他行からの借入金を含む場合）	部数 1 1  1 1
	融資対象者3 1 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成21年省令第22号）の規定による認定書（申請書の写しを含む。）（写） 2 認定申請の提出書類（写） 3 財務要件等確認書（経営承継準備関連保証（保証人非徴求の特例）・経営承継借換関連保証用）【協会様式】 4 借換債務等確認書（経営承継借換関連保証制度用）【協会様式】 5 他行借換依頼書兼確認書（経営承継借換関連保証制度用）【協会様式】 （他行からの借入金を含む場合）	1 1 1 1 1

	<p>融資対象者 4</p> <p>1 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成 21 年省令第 22 号）の規定による認定書（申請書の写しを含む。）（写）</p> <p>2 認定申請の提出書類（写）</p> <p>3 財務要件等確認書（経営承継準備関連保証（保証人非徴求の特例）・経営承継借換関連保証用）【協会様式】</p>	<p>1</p> <p>1</p> <p>1</p>
	<p>【融資対象者 1～3 について、専門家※から事業承継計画や経営者保証を不要とする要件等の確認を受けた場合】</p> <p>ガバナンス体制の整備に関するチェックシート（写）</p> <p>※ 中小企業信用保険法施行規則第 20 条第 2 項に規定する経済産業省の委託又はその委託を受けたものの再委託を受けて事業承継に係る事業を行うもの</p>	<p>1</p>
保証制度	<p>融資対象者 1 及び 2 は事業承継特別保証制度、融資対象者 3 は経営承継借換関連保証制度、融資対象者 4 は経営承継準備関連保証制度の対象である。</p>	

## 経営安定資金

目 的	経済環境の変化その他の企業外要因により事業活動に支障を生じている中小企業者に対して長期かつ低利の資金を融資し、もって経営の安定を図る。		
融 資 対 象 者	<p>次のいずれかに該当する中小企業者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 売上の停滞等により経営に支障を生じている横浜市中心卸売市場の仲卸業者又は仲卸業者を主たる組合員とする事業協同組合</li> <li>2 中小企業信用保険法第2条第5項第1号又は2号の認定を受けた中小企業者や、取引のある<sup>※1</sup>倒産企業<sup>※2</sup>の影響により経営に支障を生じているもの</li> <li>3 最近3か月若しくは6か月<sup>※3</sup>の売上高又は売上高総利益率が、最近5か年のいずれかの年の同期と比較して減少しているもの</li> <li>4 横浜市中心企業融資制度による融資又は市保証協会が保証した融資の既往借入があり、本資金による借換えにより、毎月の返済負担の軽減が図られ、安定的経営が見込まれるもの</li> <li>5 風水害等の被害を受けたもの<sup>※4</sup></li> <li>6 激甚災害の応急活動を実施するもの</li> </ol> <p>※1 適正な取引に基づく手形債権、売掛債権を30万円以上有すること。          ※2 「備考」を参照          ※3 申告月の前々月を含む連続した3か月又は6か月。なお、申告月は含まない。          ※4 「備考」を参照</p>		
資 金 使 途	運転資金及び設備資金（融資対象者5については事業の再建に必要な資金に限る。）		
融 資 額	2億8,000万円以内（組合等は4億8,000万円以内） （融資対象者5について災害関係保証の対象となる場合は、一般保証とは別枠で2億8,000万円以内）		
融 資 期 間	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内		
据 置 期 間	12か月以内		
融 資 利 率	5年以内 年2.1%以内 5年超10年以内 年2.3%以内		
担 保	必要に応じて徴する。		
保 証 料 助 成	助成なし		
共通書類以外の 申 込 書 類	申込書類	部数	備考
	融資対象者1 経営安定資金（中央卸売市場仲卸業者等） 認定申請書兼認定書（様式6） <sup>※</sup>	1	※ 予め市長に提出し、認定書の交付を受けること。市長は、本資金を借り入れることにより販路拡張等事業の発展又は経営内容の改善が見込まれるものであることを確認の上、認定書を交付する。なお、認定書の有効期限は、認定の日から3か月以内とする。

	<p>融資対象者2</p> <p>1 中小企業信用保険法第2条第5項第1号又は第2号の認定を受けた場合 (1) 第1号又は第2号の認定書 1</p> <p>2 取引のある倒産企業の影響により経営に支障を生じている場合 (1) 経営安定資金（倒産企業の影響）資格申告書（様式7） 1 (2) 債権額を確認できる書類（請求書又は帳簿（写）等） 1 (3) 倒産企業を確認できる書類（破産手続開始通知書（写）、官報（写）又は（株）東京商工リサーチ・（株）帝国データバンクのホームページ（写）若しくは調査報告等） 1</p>		
	<p>融資対象者3</p> <p>1 経営安定資金（売上・粗利率減少）資格申告書（様式8） 1 2 対象月の売上又は粗利率が分かる書類（月別試算表等） 1</p>		
	<p>融資対象者4</p> <p>経営安定資金（借換）事業計画書（様式9） 1</p>		
	<p>融資対象者5</p> <p>指定区域の市町村長等によるり災証明書（写） 1</p>		
	<p>融資対象者6</p> <p>激甚災害の応急処置を実施することがわかる書類（自治体等との契約書（写）、依頼に関する見積書（写）、契約書（写）等） 1</p>		
備 考	<p>融資対象者2の「倒産企業」とは、本資金の融資申込日から過去6か月以内に次のいずれかに該当した事業者をいう。</p> <p>(1) 手形交換所において、金融機関に対し金融取引を停止すること（銀行等取引停止処分）の公表がなされ、その情報が（株）東京商工リサーチ又は（株）帝国データバンクにより発信された事業者</p> <p>(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続が開始された事業者</p> <p>(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続が開始された事業者</p> <p>(4) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続が開始された事業者</p> <p>(5) 会社法（平成17年法律第86号）による特別清算が開始された事業者</p>		
	<p>融資対象者5の「風水害等の被害を受けたもの」とは、次のいずれかに該当するものとする。（(1)及び(2)については、災害関係保証の対象）</p> <p>(1) 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年9月6日法律第150号）」第2条第1項及び第2項に基づき、同法第12条に規定する措置を適用される災害として指定されている災害の被害を受けたもので、当該災害による被害について指定区域の市町村長等によるり災証明書の発行を受けたもの</p> <p>(2) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づき、経済産業大臣が指定する災害の被害を受けたもので、当該災害による被害について指定区域の市町村長等によるり災証明書の発行を受けたもの</p> <p>(3) 横浜市長が指定する自然災害等により設備等の破損・遺失等被害を受けたもので、当該自然災害等による被害について横浜市長によるり災証明書の発行を受けたもの</p>		

## 経営支援資金

目 的	物価高騰による仕入れ価格の上昇や米国の関税措置等の影響を受けた事業の再建の契機となり得るような前向きな取組みに対する資金需要等に応えることで、中小企業者の資金繰りの円滑化を図り、経営改善や事業再生を支援する。
融 資 対 象 者	<p>次のいずれかに該当する中小企業者</p> <p>1 次の(1)又は(2)ア～カのいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 最近1か月間<sup>※1</sup>の売上高が直近3年のいずれかの年の同月の売上高と比較して5%以上減少しているもの</p> <p>(2) ア 最近1か月間<sup>※1</sup>の売上高総利益率が直近3年のいずれかの年の同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少しているもの</p> <p>イ 最近1か月間<sup>※1</sup>の売上高総利益率が直近決算、前期又は前々期の売上高総利益率と比較して5%以上減少しているもの</p> <p>ウ 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期、前々期又は前々々期の売上高総利益率と比較して5%以上減少しているもの</p> <p>エ 最近1か月間<sup>※1</sup>の売上高営業利益率が直近3年のいずれかの年の同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少しているもの</p> <p>オ 最近1か月間<sup>※1</sup>の売上高営業利益率が直近決算、前期又は前々期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少しているもの</p> <p>カ 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期、前々期又は前々々期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少しているもの</p> <p>2 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けているもの</p> <p>3 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けているもの</p> <p>4 中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定を受けているもの</p> <p>5 事業継続力強化計画を国に提出し、認定を受けたもの</p> <p>6 事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度要綱で定められたいずれかの計画<sup>※2</sup>（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行うもの</p> <p>7 日産自動車株式会社の経営再建策の影響を受けるもの</p> <p>※1～2 「備考」を参照</p>
資 金 使 途	<p>融資対象者1～4、7 : 経営の安定に必要な運転資金及び設備資金</p> <p>融資対象者5 : 事業継続力強化計画に従って行われる事業継続力強化に必要な運転資金及び設備資金</p> <p>融資対象者6 : 事業再生の計画の実施に必要な運転資金及び設備資金</p>
融 資 額	2億8,000万円以内（組合等は4億8,000万円以内）
融 資 期 間	<p>融資対象者1～4、7 運転資金 10年以内 設備資金 10年以内</p> <p>融資対象者5 運転資金 5年以内 設備資金 7年以内</p> <p>融資対象者6 運転資金 15年以内 設備資金 15年以内</p>
据 置 期 間	<p>融資対象者1～5、7 : 12か月以内</p> <p>融資対象者6 : 36か月以内</p>

融 資 利 率	年 2.2%以内		
担 保	必要に応じて徴する。		
連 帯 保 証 人	融資対象者 5・6については、法人代表者以外の保証人は原則不要。また、融資対象者 6のうち、免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証不要。		
保 証 料 助 成	<p>運転資金：0.5%助成（融資額 8,000 万円まで）  設備資金：0.1%助成（融資額 2,000 万円まで）</p> <p><b>【宣言割を適用する場合】</b>  運転資金：0.6%助成＝上記の 0.5%+0.1%（融資額 8,000 万円まで）  設備資金：0.2%助成＝上記の 0.1%+0.1%（融資額 2,000 万円まで）  横浜市の「脱炭素取組宣言」を実施したもの</p> <p>ただし、融資対象者 6については、国による補助に加えて助成。</p>		
共通書類以外の 申 込 書 類	申込書類	部数	備考
	融資対象者 1 (1) 売上高減少要件確認書（様式 10-（1））	1	
	融資対象者 1 (2)ア～ウ 売上高総利益率減少要件確認書（様式 10-（2））	1	
	融資対象者 1 (2)エ～カ 売上高営業利益率減少要件確認書（様式 10-（3））	1	
	融資対象者 2 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号認定書	1	
	融資対象者 3 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 4 号認定書	1	
	融資対象者 4 中小企業信用保険法第 2 条第 6 項認定書	1	
	融資対象者 5 1 事業継続力強化計画に係る認定申請書（写） 2 経済産業大臣の認定を受けた事業継続力強化計画（写）	1 1	
	融資対象者 6 事業再生計画書*	1	※ 次の内容を満たすもの又は含むものとする。 (1) 債権者間の合意がとれているもの (2) 申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策 (3) 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画
	融資対象者 7 要件確認書（様式 11）	1	
<b>【宣言割を適用する場合】</b> 「脱炭素取組宣言 確認書」（写）、又は「脱炭素取組宣言 宣言書」（写）	1		

<p>取扱金融機関の 責務及び報告</p>	<p>融資対象者6については、次の1から4の責務を負う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 取扱金融機関は中小企業者から、四半期に1回、計画の実行状況の報告を受ける。</li> <li>2 事業再生の計画が備考2に定める機関、機構又は会議（以下「機関等」という。）の支援に基づき作成されたものである場合、取扱金融機関は当該機関等と連携して、中小企業者に対して、事業再生計画のフォローアップを通じ、経営支援を行う。</li> <li>3 取扱金融機関は、原則として3年間にわたり、中小企業者の事業年度ごとに、市保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況とともに、自らの経営支援の状況を報告しなければならない。なお、当該報告がなかった場合は、その案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出する。</li> <li>4 取扱金融機関は中小企業者の実行状況を踏まえ、（事業再生の計画が備考2に定める機関等の支援に基づき作成されたものである場合にあっては、当該機関等と連携し、）必要に応じて、中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行う。</li> </ol>
<p>備 考</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 最近1か月間とは、売上高減少要件確認書、売上高総利益率減少要件確認書及び売上高営業利益率減少要件確認書（様式10-（1）から（3））の記入日時点から遡ること3か月間（融資対象者7については、令和7年4月以降に限る）のうちいずれかの月をいう。なお、記入日の属する月は含まない。</li> <li>2 融資対象者6の計画とは、次に掲げるものとする。  <b>【法第53条第1項に規定】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画</li> <li>(2) 認定支援機関（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第59条第1項に規定する産業復興相談センターを含む。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画</li> </ol> <b>【経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号。以下「施行規則」という。）第32条第1号に規定】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>(3) 特定認証紛争解決手続（法第2条第22項に規定）に従って作成された事業再生計画</li> <li>(4) 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画</li> <li>(5) 株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）に基づき設置）が再生支援決定を行った事業再生計画</li> <li>(6) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設置）が支援決定を行った事業再生計画</li> <li>(7) 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画</li> <li>(8) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく調停における調書（同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。）又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの</li> <li>(9) 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画</li> </ol> <b>【施行規則第32条第2号に規定】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>(10) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画</li> </ol> <b>【施行規則第32条第3号に規定】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>(11) 経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画</li> </ol> <b>【施行規則第32条第4号に規定】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>(12) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画</li> </ol> </li> </ol>
<p>保 証 制 度</p>	<p>本資金のうち、融資対象者5は事業継続力強化関連保証制度、融資対象者6は事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度*の対象である。</p> <p>※令和9年3月31日までに市保証協会の保証申込受付をしたものに限る。</p>

### 短期特別経営支援資金

目 的	中東情勢等の影響により、原材料価格の高騰や物流の停滞など事業環境の変化を受け、一時的に資金繰りが困難となっている中小企業者の短期的な資金需要に対応することで資金繰りの円滑化を図り、事業継続及び経営改善を支援する。	
融 資 対 象 者	次のいずれかに該当する中小企業者 1 次の(1)又は(2)ア～カのいずれかに該当するもの (1) 中東情勢等の影響を受け、最近1か月間*の売上高が直近3年のいずれかの年の同月の売上高と比較して5%以上減少しているもの (2) 中東情勢等の影響を受け、 ア 最近1か月間*の売上高総利益率が直近3年のいずれかの年の同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少しているもの イ 最近1か月間*の売上高総利益率が直近決算、前期又は前々期の売上高総利益率と比較して5%以上減少しているもの ウ 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期、前々期又は前々々期の売上高総利益率と比較して5%以上減少しているもの エ 最近1か月間*の売上高営業利益率が直近3年のいずれかの年の同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少しているもの オ 最近1か月間*の売上高営業利益率が直近決算、前期又は前々期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少しているもの カ 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期、前々期又は前々々期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少しているもの 2 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けているもの  ※ 「備考」を参照	
資 金 使 途	運転資金	
融 資 額	8,000万円以内	
融 資 期 間	3年以内	
据 置 期 間	12か月以内	
融 資 利 率	1年以内           年1.3%以内 1年超3年以内   年1.6%以内	
担 保	必要に応じて徴する。	
保 証 料 助 成	0.6%助成 <b>【宣言割を適用する場合】</b> 0.7%助成＝上記の0.6%+0.1% 横浜市の「脱炭素取組宣言」を実施したもの	
共通書類以外の 申 込 書 類	申込書類	部数
	融資対象者1(1) 売上高減少要件確認書(様式12-(1))	1

	融資対象者1(2)ア～ウ 売上高総利益率減少要件確認書(様式12-(2))	1
	融資対象者1(2)エ～カ 売上高営業利益率減少要件確認書(様式12-(3))	1
	融資対象者2 中小企業信用保険法第2条第5項第5号認定書	1
	【宣言割を適用する場合】 「脱炭素取組宣言 確認書」(写)、又は「脱炭素取組宣言 宣言書」 (写)	1
備 考	最近1か月間とは、売上高減少要件確認書、売上高総利益率減少要件確認書及び売上高営業利益率減少要件確認書(様式12-(1)から(3))の記入日時点から遡ること3か月間のうちいずれかの月をいう。なお、記入日の属する月は含まない。	

(別表2)

## 令和8年度 横浜市中企業融資制度 信用保証料助成

### 1 基本事項

#### (1)用語の定義

- 「保証料率」とは、市保証協会が付した信用保証に係る保証料率のことをいう。
- 「市助成率」とは、市長が助成を行う信用保証料助成率のことをいう。
- 「国補助率」とは、国が補助を行う信用保証料補助率のことをいう。
- 「負担料率」とは、借入者が負担する料率のことをいう。

#### (2)助成の方法について

信用保証料の助成は、1(5)に定める保証料の割引を行った後、「2 資金別 市保証料助成率」の【助成の方法】に基づき行う。「2 資金別 市保証料助成率」に＜参考＞として記載する表は、代表的な料率を例示したもので、1(5)アの割引は考慮に入れていない。市助成率が保証料率(助成前)を上回る場合には、保証料率(助成前)を上限として助成する。また、国補助率が適用される際に、市助成率が、保証料率(助成前)から国補助率を差し引いた率を上回る場合、その差し引き後の料率を上限として助成する。

信用保証料の助成は、横浜市の予算の範囲内で行う。

#### (3)保証料率について

保証料率は、制度に付される信用保証制度と信用保険による。

保証料率の9段階の区分は、借入者の経営内容をCRDシステム(中小企業信用リスク情報データベース)で判断し、市保証協会が決定する。

ただし、借入者が財務諸表を作成していない場合は、＜参考＞「市保証協会 基本料率表」の9段階の中の区分5の料率を適用する。

#### (4)責任共有制度と保証料率について

責任共有制度要綱(平成18.9.12中庁第2号)第4条に定める対象除外保証制度の場合には保証料率(責任共有外保証料率)を、それ以外の保証制度については責任共有保証料率を適用する。

#### (5)保証料の割引について

ア 以下に該当する場合は、次の割引が適用される。ただし、基となる保証制度によっては割引が適用されないものがある。

- (7) 借入者が不動産担保を提供した場合(特別な保険及び特例を利用する場合を除く)(0.1%割引)
- (4) 借入者が会計参与を設置している会社である場合(0.1%割引)

イ 以下の資金は、市保証協会による次の割引が適用される。

- (7) 小規模企業資金繰り安定サポート資金(0.1%割引)
- (4) スタートアップおうえん資金・創業おうえん資金(0.4%割引(創業関連保証・スタートアップ創出促進保証に限る))

#### (6)経営者保証不要を選択した場合

経済産業省令(中小企業信用保険法施行規則)で規定する要件を満たす借入者が、保証料率の引上げを条件に保証人による保証を提供しないことを選択した場合(ただし、選択できる資金に限る。)、市助成後の保証料率に0.25%または0.45%を上乗せする。

#### ＜参考＞市保証協会 基本料率表

(%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.15
責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	1.35

### 2 資金別 市保証料助成率

振興資金

#### 【助成の方法】

保証料助成なし

＜参考＞代表的な料率 保証料率：市保証協会 基本料率・責任共有保証料率

(%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
市助成率	助成なし									
負担料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.15

協調融資資金 融資対象者1

【助成の方法】 国補助後の保証料助成なし

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 基本料率・責任共有保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.15
国補助率	(0.63)	(0.58)	(0.51)	(0.45)	(0.38)	(0.33)	(0.26)	(0.20)	(0.15)	(0.38)
市助成率	助成なし									
負担料率	1.27	1.17	1.04	0.90	0.77	0.67	0.54	0.40	0.30	0.77

協調融資資金(脱炭素割) 融資対象者1

【助成の方法】 国補助後、融資額2,000万円を上限として0.2%助成

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 基本料率・責任共有保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.15
国補助率	(0.63)	(0.58)	(0.51)	(0.45)	(0.38)	(0.33)	(0.26)	(0.20)	(0.15)	(0.38)
市助成率	(0.20)									
負担料率	1.07	0.97	0.84	0.70	0.57	0.47	0.34	0.20	0.10	0.57

協調融資資金 融資対象者2

【助成の方法】 国補助後の保証料助成なし

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 基本料率・責任共有保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.15
国補助率	(0.47)	(0.43)	(0.38)	(0.33)	(0.28)	(0.25)	(0.20)	(0.15)	(0.11)	(0.28)
市助成率	助成なし									
負担料率	1.43	1.32	1.17	1.02	0.87	0.75	0.60	0.45	0.34	0.87

協調融資資金(脱炭素割) 融資対象者2

【助成の方法】 国補助後、融資額2,000万円を上限として0.2%助成

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 基本料率・責任共有保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.15
国補助率	(0.47)	(0.43)	(0.38)	(0.33)	(0.28)	(0.25)	(0.20)	(0.15)	(0.11)	(0.28)
市助成率	(0.20)									
負担料率	1.23	1.12	0.97	0.82	0.67	0.55	0.40	0.25	0.14	0.67

協調融資資金 融資対象者3

【助成の方法】 国補助後の保証料助成なし

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 基本料率・責任共有保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.15
国補助率	(0.95)	(0.87)	(0.77)	(0.67)	(0.57)	(0.50)	(0.40)	(0.30)	(0.22)	(0.57)
市助成率	助成なし									
負担料率	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23	0.58

協調融資資金(脱炭素割) 融資対象者3

【助成の方法】 国補助後、融資額2,000万円を上限として0.2%助成

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 基本料率・責任共有保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.15
国補助率	(0.95)	(0.87)	(0.77)	(0.67)	(0.57)	(0.50)	(0.40)	(0.30)	(0.22)	(0.57)
市助成率	(0.20)									
負担料率	0.75	0.68	0.58	0.48	0.38	0.30	0.20	0.10	0.03	0.38

設備更新資金

【助成の方法】 融資額5,000万円を上限として0.3%助成

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 基本料率・責任共有保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.15
市助成率	(0.30)									
負担料率	1.60	1.45	1.25	1.05	0.85	0.70	0.50	0.30	0.15	0.85

設備更新資金(宣言割)

【助成の方法】 融資額5,000万円を上限として0.4%助成

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 基本料率・責任共有保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.15
市助成率	(0.40)									
負担料率	1.50	1.35	1.15	0.95	0.75	0.60	0.40	0.20	0.05	0.75

小規模企業特別資金

【助成の方法】 0.1%助成

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 基本料率・責任共有外保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	1.35
市助成率	(0.10)									
負担料率	2.10	1.90	1.70	1.50	1.25	1.00	0.80	0.60	0.40	1.25

<参考>代表的な料率 保証料率：特別小口保険にかゝる保証の保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	1.0									
市助成率	(0.1)									
負担料率	0.9									

小規模企業特別資金(脱炭素割)

【助成の方法】 0.3%助成

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 基本料率・責任共有外保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	1.35
市助成率	(0.30)									
負担料率	1.90	1.70	1.50	1.30	1.05	0.80	0.60	0.40	0.20	1.05

<参考>代表的な料率 保証料率：特別小口保険にかゝる保証の保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	1.0									
市助成率	(0.3)									
負担料率	0.7									

小規模企業資金繰り安定サポート資金

【助成の方法】 保証料助成なし

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 短期継続保証の保証料率(市保証協会による0.1%割引後) (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.15
市保証協会割引	(0.10)									
市助成率	助成なし									
負担料率	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	1.05

脱炭素よこはま資金

【助成の方法】 融資額5,000万円を上限として0.5%助成

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 基本料率・責任共有保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.15
市助成率	(0.50)									
負担料率	1.40	1.25	1.05	0.85	0.65	0.50	0.30	0.10	負担なし	0.65

SDGsよこはま資金 ※「横浜グランドスラム企業表彰」を除く

【助成の方法】 融資額5,000万円を上限として0.25%助成

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 基本料率・責任共有保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.15
市助成率	(0.25)									
負担料率	1.65	1.50	1.30	1.10	0.90	0.75	0.55	0.35	0.20	0.90

SDGsよこはま資金(横浜グランドスラム企業表彰)

【助成の方法】 融資額5,000万円を上限として全額助成

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 基本料率・責任共有保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.15
市助成率	(1.90)	(1.75)	(1.55)	(1.35)	(1.15)	(1.00)	(0.80)	(0.60)	(0.45)	(1.15)
負担料率	負担なし									

賃上げおうえん資金

【助成の方法】 融資額5,000万円を上限として0.5%助成

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 基本料率・責任共有保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.15
市助成率	(0.50)									
負担料率	1.40	1.25	1.05	0.85	0.65	0.50	0.30	0.10	負担なし	0.65

スタートアップおうえん資金

【助成の方法】 全額助成

<参考>代表的な料率 保証料率：スタートアップ創出促進保証の保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	1.0									
市保証協会割引	(0.4)									
市助成率	(0.6)									
負担料率	負担なし									

創業おうえん資金

【助成の方法】 0.1%助成

<参考>代表的な料率 保証料率：創業関連保証の保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	0.8									
市保証協会割引	(0.4)									
市助成率	(0.1)									
負担料率	0.3									

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 基本料率・責任共有保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.15
市助成率	(0.10)									
負担料率	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	1.05

創業おうえん資金(経営者保証不要特別)

【助成の方法】 0.1%助成

<参考>代表的な料率 保証料率：スタートアップ創出促進保証の保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	1.0									
市保証協会割引	(0.4)									
市助成率	(0.1)									
負担料率	0.5									

創業おうえん資金(再挑戦)

【助成の方法】 0.08%助成

<参考>代表的な料率 保証料率：創業関連保証(再挑戦支援)の保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	0.80									
市助成率	(0.08)									
負担料率	0.72									

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 基本料率・責任共有保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.15
市助成率	(0.08)									
負担料率	1.82	1.67	1.47	1.27	1.07	0.92	0.72	0.52	0.37	1.07

事業承継資金 融資対象者1~4、6及び7

【助成の方法】 0.25%助成

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 基本料率・責任共有保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.15
市助成率	(0.25)									
負担料率	1.65	1.50	1.30	1.10	0.90	0.75	0.55	0.35	0.20	0.90

事業承継資金 融資対象者5

【助成の方法】 0.25%助成

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 特定経営承継準備関連保証の保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	1.15									
市助成率	(0.25)									
負担料率	0.90									

事業承継資金(経営者保証不要特別)

(専門家によるガバナンスチェックを受けた場合)

【助成の方法】 0.25%助成

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 事業承継特別保証の保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	0.60
市助成率	(0.25)									
負担料率	0.90	0.75	0.60	0.45	0.35	0.25	0.15	0.05	負担なし	0.35

事業承継資金(経営者保証不要特別)

(専門家によるガバナンスチェックを受けていない場合)

【助成の方法】 0.25%助成

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 事業承継特別保証の保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.15
市助成率	(0.25)									
負担料率	1.65	1.50	1.30	1.10	0.90	0.75	0.55	0.35	0.20	0.90

経営安定資金

【助成の方法】 保証料助成なし

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 基本料率・責任共有保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.15
市助成率	助成なし									
負担料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.15

経営支援資金 融資対象者1、7(運転資金)

【助成の方法】 融資額8,000万円を上限として0.5%助成

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 基本料率・責任共有保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.15
市助成率	(0.50)									
負担料率	1.40	1.25	1.05	0.85	0.65	0.50	0.30	0.10	負担なし	0.65

経営支援資金(宣言割) 融資対象者1、7(運転資金)

【助成の方法】 融資額8,000万円を上限として0.6%助成

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 基本料率・責任共有保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.15
市助成率	(0.60)									
負担料率	1.30	1.15	0.95	0.75	0.55	0.40	0.20	負担なし	負担なし	0.55

経営支援資金 融資対象者1、7(設備資金)

【助成の方法】 融資額2,000万円を上限として0.1%助成

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 基本料率・責任共有保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.15
市助成率	(0.10)									
負担料率	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	1.05

経営支援資金(宣言割) 融資対象者1、7(設備資金)

【助成の方法】 融資額2,000万円を上限として0.2%助成

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 基本料率・責任共有保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.15
市助成率	(0.20)									
負担料率	1.70	1.55	1.35	1.15	0.95	0.80	0.60	0.40	0.25	0.95

経営支援資金 融資対象者2(運転資金)

【助成の方法】 融資額8,000万円を上限として0.5%助成

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 セーフティネット保証5号の保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	0.85									
市助成率	(0.50)									
負担料率	0.35									

経営支援資金(宣言割) 融資対象者2(運転資金)

【助成の方法】 融資額8,000万円を上限として0.6%助成

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 セーフティネット保証5号の保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	0.85									
市助成率	(0.60)									
負担料率	0.25									

経営支援資金 融資対象者2(設備資金)

【助成の方法】 融資額2,000万円を上限として0.1%助成

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 セーフティネット保証5号の保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	0.85									
市助成率	(0.10)									
負担料率	0.75									

経営支援資金(宣言割) 融資対象者2(設備資金)

【助成の方法】 融資額2,000万円を上限として0.2%助成

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 セーフティネット保証5号の保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	0.85									
市助成率	(0.20)									
負担料率	0.65									

経営支援資金 融資対象者3(運転資金)

【助成の方法】 融資額8,000万円を上限として0.5%助成

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 セーフティネット保証4号の保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	1.00									
市助成率	(0.50)									
負担料率	0.50									

経営支援資金(宣言割) 融資対象者3(運転資金)

【助成の方法】 融資額8,000万円を上限として0.6%助成

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 セーフティネット保証4号の保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	1.00									
市助成率	(0.60)									
負担料率	0.40									

経営支援資金 融資対象者3(設備資金)

【助成の方法】 融資額2,000万円を上限として0.1%助成

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 セーフティネット保証4号の保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	1.00									
市助成率	(0.10)									
負担料率	0.90									

経営支援資金(宣言割) 融資対象者3(設備資金)

【助成の方法】 融資額2,000万円を上限として0.2%助成

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 セーフティネット保証4号の保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	1.00									
市助成率	(0.20)									
負担料率	0.80									

経営支援資金 融資対象者4(運転資金)

【助成の方法】 融資額8,000万円を上限として0.5%助成

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 危機関連保証の保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	0.80									
市助成率	(0.50)									
負担料率	0.30									

経営支援資金(宣言割) 融資対象者4(運転資金)

【助成の方法】 融資額8,000万円を上限として0.6%助成

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 危機関連保証の保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	0.80									
市助成率	(0.60)									
負担料率	0.20									

経営支援資金 融資対象者4(設備資金)

**【助成の方法】** 融資額2,000万円を上限として0.1%助成

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 危機関連保証の保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	0.80									
市助成率	(0.10)									
負担料率	0.70									

経営支援資金(宣言割) 融資対象者4(設備資金)

**【助成の方法】** 融資額2,000万円を上限として0.2%助成

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 危機関連保証の保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	0.80									
市助成率	(0.20)									
負担料率	0.60									

経営支援資金 融資対象者5(運転資金)

**【助成の方法】** 融資額8,000万円を上限として0.5%助成

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 事業継続力強化関連保証の保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	0.68									
市助成率	(0.50)									
負担料率	0.18									

<参考>代表的な料率 保証料率：新事業開拓保険・海外投資関係保険にかかる保証の保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	1.00									
市助成率	(0.50)									
負担料率	0.50									

経営支援資金(宣言割) 融資対象者5(運転資金)

**【助成の方法】** 融資額8,000万円を上限として0.6%助成

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 事業継続力強化関連保証の保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	0.68									
市助成率	(0.60)									
負担料率	0.08									

<参考>代表的な料率 保証料率：新事業開拓保険・海外投資関係保険にかかる保証の保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	1.00									
市助成率	(0.60)									
負担料率	0.40									

経営支援資金 融資対象者5(設備資金)

**【助成の方法】** 融資額2,000万円を上限として0.1%助成

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 事業継続力強化関連保証の保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	0.68									
市助成率	(0.10)									
負担料率	0.58									

<参考>代表的な料率 保証料率：新事業開拓保険・海外投資関係保険にかかる保証の保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	1.00									
市助成率	(0.10)									
負担料率	0.90									

経営支援資金(宣言割) 融資対象者5(設備資金)

**【助成の方法】 融資額2,000万円を上限として0.2%助成**

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 事業継続力強化関連保証の保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	0.68									
市助成率	(0.20)									
負担料率	0.48									

<参考>代表的な料率 保証料率：新事業開拓保険・海外投資関係保険にかかるとの保証の保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	1.00									
市助成率	(0.20)									
負担料率	0.80									

経営支援資金 融資対象者6(運転資金)

**【助成の方法】 国補助後、融資額8,000万円を上限として0.5%助成**

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)の責任共有保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	0.80									
国補助率	(0.40)									
市助成率	(0.50)									
負担料率	負担なし									

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)の責任共有対象外保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	1.00									
国補助率	(0.60)									
市助成率	(0.50)									
負担料率	負担なし									

経営支援資金(宣言割) 融資対象者6(運転資金)

**【助成の方法】 国補助後、融資額8,000万円を上限として0.6%助成**

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)の責任共有保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	0.80									
国補助率	(0.40)									
市助成率	(0.60)									
負担料率	負担なし									

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)の責任共有対象外保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	1.00									
国補助率	(0.60)									
市助成率	(0.60)									
負担料率	負担なし									

経営支援資金 融資対象者6(設備資金)

【助成の方法】 国補助後、融資額2,000万円を上限として0.1%助成

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)の責任共有保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	0.80									
国補助率	(0.40)									
市助成率	(0.10)									
負担料率	0.30									

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)の責任共有対象外保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	1.00									
国補助率	(0.60)									
市助成率	(0.10)									
負担料率	0.30									

経営支援資金(宣言割) 融資対象者6(設備資金)

【助成の方法】 国補助後、融資額2,000万円を上限として0.2%助成

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)の責任共有保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	0.80									
国補助率	(0.40)									
市助成率	(0.20)									
負担料率	0.20									

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)の責任共有対象外保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	1.00									
国補助率	(0.60)									
市助成率	(0.20)									
負担料率	0.20									

短期特別経営支援資金 融資対象者1

【助成の方法】 0.6%助成

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 基本料率・責任共有保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.15
市助成率	(0.60)									
負担料率	1.30	1.15	0.95	0.75	0.55	0.40	0.20	負担なし	負担なし	0.55

短期特別経営支援資金(宣言割) 融資対象者1

【助成の方法】 0.7%助成

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 基本料率・責任共有保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.15
市助成率	(0.70)									
負担料率	1.20	1.05	0.85	0.65	0.45	0.30	0.10	負担なし	負担なし	0.45

短期特別経営支援資金 融資対象者2

【助成の方法】 0.6%助成

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 セーフティネット保証5号の保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	0.85									
市助成率	(0.60)									
負担料率	0.25									

短期特別経営支援資金(宣言割) 融資対象者2

**【助成の方法】 0.7%助成**

<参考>代表的な料率 保証料率：市保証協会 セーフティネット保証5号の保証料率 (%)

財務諸表評価による区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	B/Sなし
保証料率(助成前)	0.85									
市助成率	(0.70)									
負担料率	0.15									



# 設備更新資金 資格申告書

年 月 日

横浜市信用保証協会会長

住 所  
法 人 名  
代 表 者

横浜市中心企業融資制度「設備更新資金」の利用申込にあたり、以下のとおり、融資対象者の要件に該当することを申告します。

## 1 該当する要件

- 融資対象者1 (電気・ガス・液体燃料等のエネルギーを使用する既存設備を更新)
- 融資対象者2 (融資対象者1以外の既存設備を更新)

## 2 現状の設備

### (1) 設備種類

#### 【融資対象者1】

- |   |                                   |
|---|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 業務用空調設備                                    | <input type="checkbox"/> 業務用給湯器   |
| <input type="checkbox"/> 業務用冷凍冷蔵設備                                  | <input type="checkbox"/> LED照明    |
| <input type="checkbox"/> 高性能ボイラ                                     | <input type="checkbox"/> 変圧器      |
| <input type="checkbox"/> 産業用モータ                                     | <input type="checkbox"/> 産業ヒートポンプ |
| <input type="checkbox"/> 生産設備 (工作機械、プラスチック加工機械、プレス機械、印刷機械、ダイカストマシン) |                                   |
| <input type="checkbox"/> 自動車・作業車                                    |                                   |
| <input type="checkbox"/> その他業務用設備                                   |                                   |
| ( )   |                                   |

#### 【融資対象者2】

- 設備内容 ( )

### (2) 製品名

( )

### (3) メーカー名

( )

裏面あり

### 3 導入予定の設備

(1) 設備種類

【融資対象者1】

- |  |                                   |
|--|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 業務用空調設備                                   | <input type="checkbox"/> 業務用給湯器   |
| <input type="checkbox"/> 業務用冷凍冷蔵設備                                 | <input type="checkbox"/> LED照明    |
| <input type="checkbox"/> 高性能ボイラ                                    | <input type="checkbox"/> 変圧器      |
| <input type="checkbox"/> 産業用モータ                                    | <input type="checkbox"/> 産業ヒートポンプ |
| <input type="checkbox"/> 生産設備（工作機械、プラスチック加工機械、プレス機械、印刷機械、ダイカストマシン） |                                   |
| <input type="checkbox"/> 自動車・作業車                                   |                                   |
| <input type="checkbox"/> その他業務用設備                                  |                                   |
| （ ）  |                                   |

【融資対象者2】

- |                               |
|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 設備内容 |
| （ ）                           |

(2) 製品名

（ ）

(3) メーカー名

（ ）

### 4 付随する運転資金の内容と金額

※ 「付随する運転資金」を含む場合に限り、記入すること。

(注) 融資を受けるためには、融資申込後に所定の審査があります。また、この資格申告書の内容に虚偽等があった場合には、融資が受けられないことがあります。

申請番号：

### 「脱炭素よこはま資金」資格申告書

年 月 日

横浜市信用保証協会会長  
横浜市長

住 所  
法 人 名  
(TEL E-mail )  
代 表 者

横浜市中企業融資制度「脱炭素よこはま資金」の利用申込にあたり、次のとおり、第三者機関の認証等を得た事業計画に従い、温室効果ガス排出量削減目標を定め、温室効果ガス排出量の削減に取り組むことを申告します。

1 温室効果ガス排出量削減目標

現在の排出量 \_\_\_\_\_kg-CO<sub>2</sub>/ t-CO<sub>2</sub> を  
 \_\_\_\_年\_\_月\_\_日までに \_\_\_\_\_□kg-CO<sub>2</sub> □t-CO<sub>2</sub>へ削減

2 事業計画について提出または認証等を取得した年月日 ( \_\_\_\_年\_\_月\_\_日) ※1

3 上記の事業計画について認証等を得た第三者機関 ※該当するものに☑

- 横浜市へ地球温暖化対策計画を提出した。
- エコアクション 21
- エコステージ
- 中小企業版 SBT
- グリーン経営認証
- 取扱金融機関等が提携するサービス等、専門家のコンサルタントを受けながら計画を策定
  - e-dash (e-dash 株式会社)
  - しずおか GX サポート
  - その他 ( \_\_\_\_\_ )
  - その他 ( \_\_\_\_\_ )

※ 認証等について認証期間の定めがあるものについては認証期間中のもの、定めのないものについては、認証等された月の属する年度を含む3か年度以内のものを有効とします。

- (注) 1 この資格申告書は、横浜市のウェブサイト上で必要事項を入力することで出力されたものを提出してください。
- 2 横浜市へ地球温暖化対策計画を提出したことがわかる書類の写し、及び、その計画書の写し、又は第三者機関の認証等を得たことがわかる書類の写し、及び、その事業計画書の写しを添付してください。
- 3 温室効果ガス排出量算定に利用した算定ツール・診断サービスとして提示したものは、取扱金融機関からの掲載依頼があったものです。該当するものがない場合は「その他」に名称を記載してください。
- 4 融資を受けるためには、融資申込後に所定の審査があります。また、この資格申告書の内容に虚偽等があった場合には、融資が受けられないことがあります。
- 5 横浜市経済局から、温室効果ガス排出量についてアンケートをお願いすることがあります。その際にご協力をお願いします。

## 脱炭素よこはま資金（省エネルギー相談）支援確認申請書兼支援確認書

年 月 日

公益財団法人横浜企業経営支援財団 御中

(申請者)

住 所

法人名

(TEL E-mail )

代表者

横浜市中心企業融資制度「脱炭素よこはま資金」の利用申込にあたり、貴財団の「技術相談（環境技術・省エネルギー）」での助言を踏まえ、設備投資計画書を作成しましたので、支援確認書の交付を申請します。

「技術相談（環境技術・省エネルギー）」を受けた月（初回）	年 月
------------------------------	-----

第 号  
年 月 日

申請者 \_\_\_\_\_

公益財団法人横浜企業経営支援財団

上記の申請者について、当財団の「技術相談（環境技術・省エネルギー）」を利用したうえで、温室効果ガス削減や省エネにつながる設備投資計画書が作成されたことを確認しました。

この支援確認書は、申請者が技術相談を受けた月の属する年度を含む3か年度以内において有効です。

- (注) 1 この支援確認書は、融資を保証するものではありません。融資を受けるためには、融資申込後に所定の審査があります。
- 2 設備投資計画書の内容に虚偽等があった場合には、融資が受けられないことがあります。

## スタートアップおうえん資金 認定申請書兼認定書

年 月 日

横浜市長

(申請者)

住 所

会 社 名

(TEL

E-mail

)

代 表 者

横浜市中小企業融資制度（スタートアップおうえん資金）の利用申込にあたり、以下の要件を満たす旨の認定書の交付を申請します。

※該当するものに☑

市長が定める支援事業のいずれかを修了した

〔 事業名 :

〕

Science Tokyo 横浜ベンチャープラザに入居中

「横浜市スタートアップビザ」における確認証明書を受けた

申請者 \_\_\_\_\_

第 号  
年 月 日

横浜市長

上記の申請者について、上記の要件を満たすことを認定します。

この認定書は、 年 月 日まで有効です。（認定の日から3か月以内）

- (注) 1 この認定書は、融資を保証するものではありません。融資を受けるためには、融資申込後に所定の審査があります。  
 2 認定申請書の内容に虚偽等があった場合には、融資を受けられないことがあります。

# 経営安定資金（中央卸売市場仲卸業者等） 認定申請書兼認定書

年 月 日

横浜市長

(申請者)

住 所

法人名

(TEL

E-mail

)

代表者

横浜市中心企業融資制度「経営安定資金」の利用申込にあたり、（当社・当組合）が、以下の要件を全て満たす旨の認定書の交付を申請します。

- ・横浜市中心卸売市場の（仲卸業者・仲卸協同組合）である
- ・売上高の停滞等により経営に支障を生じている

### 企業の概要

規 模	資本金 出資金	千円	従 業 員	人
取 扱 品 目				
仲 卸 業 務 許 可※	許 可 番 号 : 許 可 年 月 日 :                      年                      月                      日			

※仲卸協同組合の場合は記載不要

第 号  
年 月 日

申請者 \_\_\_\_\_

横浜市長

上記の申請者について、上記の要件を満たすことを認定します。

この認定書は、 年 月 日まで有効です。（※認定の日から3か月以内）

- (注) 1 この認定書は、融資を保証するものではありません。融資を受けるためには、融資申込後に所定の審査があります。
- 2 認定申請書等認定申込関係書類の内容に虚偽等があった場合には、融資が受けられないことがあります。

### 経営安定資金（倒産企業の影響）資格申告書

年 月 日

横浜市信用保証協会会長

住 所

法 人 名

(TEL

E-mail

)

代 表 者

横浜市中小企業融資「経営安定資金」の利用申込にあたり、以下のとおり融資対象者の要件に該当することを申告します。

#### 1 取引のある倒産企業概要

事業者名		代表者名	
所在地		倒産日	年 月 日
倒産企業の状況（次のいずれかに <input checked="" type="checkbox"/> ）			
経営安定資金の利用申込日から過去6か月以内に次のいずれかに該当した事業者			
<input type="checkbox"/> 手形交換所において、金融機関に対し金融取引を停止すること（銀行等取引停止処分）の公表がなされ、その情報が（株）東京商工リサーチ又は（株）帝国データバンクにより発信された事業者 <input type="checkbox"/> 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続が開始された事業者 <input type="checkbox"/> 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続が開始された事業者 <input type="checkbox"/> 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続が開始された事業者 <input type="checkbox"/> 会社法（平成17年法律第86号）による特別清算が開始された事業者			

※倒産企業の確認がとれる書類（破産手続開始通知書の写し、官報の写し、（株）東京商工リサーチ・（株）帝国データバンクのホームページの写し若しくは調査報告等）を添付してください。

#### 2 倒産企業への適正な取引に基づく手形債権、売掛債権額 （要30万円以上）

万円

※債権額が確認できる書類（請求書や帳簿の写し等）を添付してください。

- (注) 1 融資を受けるためには、融資申込後に所定の審査があります。
- 2 この資格申告書の内容に虚偽等があった場合には、融資が受けられないことがあります。

## 経営安定資金（売上高・売上高総利益率減少） 資格申告書

年 月 日

横浜市信用保証協会会長

住 所

法 人 名

(TEL

E-mail

)

代 表 者

横浜市中心企業融資制度「経営安定資金」の利用申込にあたり、以下の通り融資対象者の要件に該当することを申告します。

1 売上高、売上高総利益率の減少 ※ (1) 又は (2) のいずれかを記載してください。

(1) 最近3か月又は6か月の売上高の推移等（売上高減少）

最近3か月又は6か月の売上高	前年同期(又は2、3、4若しくは5年前) の売上高	売上高の減少率 (②-①) ÷ ② × 100
年 月～ 年 月	年 月～ 年 月	
① 千円	② 千円	% (少数点第2位を四捨五入)

(2) 最近3か月又は6か月の売上高総利益率（粗利率）の推移（売上高総利益率減少）

最近3か月又は6か月の売上高総利益率	前年同期(又は2、3、4若しくは5年前) の売上高総利益率	売上高総利益率の減少率 (②-①) ÷ ② × 100
年 月～ 年 月	年 月～ 年 月	
売上総利益 (A) 千円	売上総利益 (C) 千円	% (少数点第2位を四捨五入)
売上高 (B) 千円	売上高 (D) 千円	
① (A) ÷ (B) × 100 = % (少数点第2位を四捨五入)	② (C) ÷ (D) × 100 = % (少数点第2位を四捨五入)	

\* 対象月の月別試算表（損益計算書）を添付してください。

\* 1 (1) 又は (2) の最近3か月又は6か月には、申告月の前々月を必ず入れてください。

(例) 最近3か月 【12月・1月・2月】 もしくは 【1月・2月・3月】

4月に申告 最近6か月 【9月・10月・11月・12月・1月・2月】 もしくは 【10月、11月、12月、1月、2月、3月】

(注) 1 融資を受けるためには、融資申込後に所定の審査があります。

2 この資格申告書の内容に虚偽等があった場合には、融資が受けられないことがあります。





## 経営安定資金（借換）事業計画書

年 月 日

横浜市信用保証協会会長

住 所

法人名

(TEL

E-mail

)

代表者

横浜市中企業融資「経営安定資金」の利用申込にあたり、以下のとおり事業計画書を提出します。

## 1. 借入申込内容

①融資対象既往借入金の状況						
金融機関名	借入日	当初借入額	現在残高	月返済額	最終期日	
	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日	
	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日	
	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日	
	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日	
	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日	
	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日	
小 計			(A) 千円	(C) 千円		
②増額借入希望額		(B) 千円	(D) 千円	回返済		
③借入申込額 (①と②の合計)		(A+B) 千円	(E) 千円	年 月 日		

## 2. 今回の借入による効果

1. 新規借入を伴わない場合 (同額借換)						
(C) - (E) =	千円 (F)	( = 毎月の返済負担軽減効果	)			
(F) × 12 =	千円 (G)	( = 年間の返済負担軽減効果	)			
2. 新規借入を伴う場合						
(C) + (D) =	千円 (H)	( = 新規借入のみをした場合の毎月返済額	)			
(H) - (E) =	千円 (I)	( = 毎月の返済負担軽減効果	)			
(I) × 12 =	千円 (J)	( = 年間の返済負担軽減効果	)			

## 3. 今後計画的に取り組む事項 (次の項目の内該当するものを○で囲み、具体的に記載してください。)

1. 売上・受注の増加を図る	2. 収益性の向上を図る	3. 資金繰りの正常化を図る	4. その他

## 4. 経営の実績及び見込

(単位：千円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期利益	借入金返済額
前年度実績 年 月期					
今年度見込 年 月期					
翌年度見込 年 月期					

(注) 1 融資を受けるためには、融資申込後に所定の審査があります。  
2 この資格申告書の内容に虚偽等があった場合には、融資が受けられないことがあります。

令和 年 月 日

# 経営支援資金 売上高減少要件確認書

横浜市信用保証協会 会長

(申請者)

住 所

法 人 名

代表者名  
又は氏名

横浜市中小企業融資「経営支援資金」の利用申込にあたり、以下の通り売上高減少要件を満たしていることを申告します。

### 〈売上高が減少している主な原因〉

次のいずれか一つにチェックし、下記に具体的な内容を記載してください。

- 米国の関税措置の影響
- 日産自動車株式会社の生産体制縮小による影響
- 中東情勢の緊迫化による影響
- その他

具体的な内容

[ ]

### 〈売上高減少要件〉

「(A) 最近1か月間の売上高※1」が「(B) 直近3年のいずれかの年の同月の売上高※2」と比較して5%以上減少していること。

	(A)			(B)		
年 月	令和	年	月	令和	年	月
売上高			円			円

最近1か月間の売上高の減少率  $(B-A) / B \times 100$       減少率  %       $\geq$       **【数値基準】**  
5%以上

※1 「(A) : 最近1か月間の売上高」には、本様式記入日時点から遡ること3か月間のうちいずれかの月を最近1か月間とした売上高をご記入ください。

※2 業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合は、「直近3年のいずれかの年の同月の売上高」は「最近3か月間の月平均売上高」に読み替えます。「最近3か月間の月平均売上高」とは、最近1か月間を含む最近3か月間の月平均売上高を計算し、小数点以下を切り捨ててご記入ください。

- (注) 1. 売上高は、決算書、試算表、売上台帳等の資料に基づき正確にご記入ください。  
 2. 信用保証協会から根拠資料の提出をお願いする場合がありますのであらかじめご了承ください。  
 3. %は小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位までご記入ください。

### (金融機関使用欄)

申込金融機関として、申請者が売上高減少要件を満たしていることを確認しています。

令和 年 月 日

金融機関本・支店名

代表者名

令和 年 月 日

# 経営支援資金 売上高総利益率減少要件確認書

横浜市信用保証協会 会長

(申請者)

住所

法人名

代表者名

又は氏名

横浜市中小企業融資「経営支援資金」の利用申込にあたり、以下の通り売上高総利益率減少要件を満たしていることを申告します。

### <売上高総利益率が減少している主な原因>

次のいずれか一つにチェックし、下記に具体的な内容を記載してください。

- 米国の関税措置の影響
- 日産自動車株式会社の生産体制縮小による影響
- 中東情勢の緊迫化による影響
- その他

具体的な内容

### <利益率減少要件>

次の(1)、(2)又は(3)いずれかにチェックのうえ、該当していることを確認してください。

- (1) 「(A)最近1か月間の売上高総利益率※1」が「(B)直近3年のいずれかの年の同月の売上高総利益率※2」と比較して5%以上減少していること。
- (2) 「(A)最近1か月間の売上高総利益率※1」が「(B)直近決算、前期又は前々期の売上高総利益率」と比較して5%以上減少していること。
- (3) 「(A)直近決算の売上高総利益率」が「(B)直近決算前期、前々期又は前々々期の売上高総利益率」と比較して5%以上減少していること。

年月	(A)			(B)		
	令和	年	月	令和	年	月
売上高総利益率			%			%

売上高総利益率の減少率  $(B - A) / B$  (絶対値)  $\times 100$       減少率  %       $\geq$       【数値基準】 5%以上

(注) 利益率の(B)がプラスで(A)がマイナスの場合や、(A)(B)が両方マイナスで、(A)のマイナス幅が(B)より大きい場合は、減少率にかかわらず要件に該当します。  
 なお、(B)がマイナスで(A)がプラスの場合は、要件に該当しませんのでご注意ください。

- ※1 「(A)最近1か月間の売上高総利益率」には、本様式記入日時点から遡ること3か月間のうちいずれかの月を最近1か月間とした売上高総利益率をご記入ください。
- ※2 業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合は、「直近3年のいずれかの年の同月の売上高総利益率」は「最近3か月間の売上高総利益率」に読み替えます。「最近3か月間の売上高総利益率」とは、最近1か月間を含む最近3か月間の売上高総利益率をご記入ください。

- (注) 1. 売上高総利益率は、決算書、試算表等の資料に基づき正確にご記入ください。  
 2. 売上高総利益率は、「売上総利益÷売上高×100」にて算定してください。  
 3. 直近決算とは記入日時点で申告期限が到来している最新の決算期になります。  
 4. 「売上高総利益率」は、減価償却前又は減価償却後のいずれかの利益率同士による比較でも差し支えありません。  
 5. 信用保証協会から根拠資料の提出をお願いする場合がありますのであらかじめご了承ください。  
 6. %は小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位までご記入ください。

### (金融機関使用欄)

申込金融機関として、申請者が売上高総利益率減少要件を満たしていることを確認しています。

令和 年 月 日

金融機関本・支店名

代表者名

令和 年 月 日

# 経営支援資金 売上高営業利益率減少要件確認書

横浜市信用保証協会 会長

(申請者)  
住所  
法人名  
代表者名  
又は氏名

横浜市中小企業融資「経営支援資金」の利用申込にあたり、以下の通り売上高営業利益率減少要件を満たしていることを申告します。

### <売上高営業利益率が減少している主な原因>

次のいずれか一つにチェックし、下記に具体的な内容を記載してください。

- 米国の関税措置の影響
- 日産自動車株式会社の生産体制縮小による影響
- 中東情勢の緊迫化による影響
- その他

具体的な内容

### <利益率減少要件>

次の(1)、(2)又は(3)いずれかにチェックのうえ、該当していることを確認してください。

- (1) 「(A)最近1か月間の売上高営業利益率※1」が「(B)直近3年のいずれかの年の同月の売上高営業利益率※2」と比較して5%以上減少していること。
- (2) 「(A)最近1か月間の売上高営業利益率※1」が「(B)直近決算、前期又は前々期の売上高営業利益率」と比較して5%以上減少していること。
- (3) 「(A)直近決算の売上高営業利益率」が「(B)直近決算前期、前々期又は前々々期の売上高営業利益率」と比較して5%以上減少していること。

年月	(A)			(B)		
	令和	年	月	令和	年	月
売上高営業利益率			%			%

売上高営業利益率の減少率  $(B-A) / B$  (絶対値)  $\times 100$       減少率  %  $\geq$  **【数値基準】** 5%以上

(注) 利益率の(B)がプラスで(A)がマイナスの場合や、(A)(B)が両方マイナスで、(A)のマイナス幅が(B)より大きい場合は、減少率にかかわらず要件に該当します。  
 なお、(B)がマイナスで(A)がプラスの場合は、要件に該当しませんのでご注意ください。

- ※1 「(A)最近1か月間の売上高営業利益率」には、本様式記入日時点から遡ること3か月間のうちいずれかの月を最近1か月間とした売上高営業利益率をご記入ください。
- ※2 業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合は、「直近3年のいずれかの年の同月の売上高営業利益率」は「最近3か月間の売上高営業利益率」に読み替えます。「最近3か月間の売上高営業利益率」とは、最近1か月間を含む最近3か月間の売上高営業利益率をご記入ください。

- (注) 1. 売上高営業利益率は、決算書、試算表等の資料に基づき正確にご記入ください。  
 2. 売上高営業利益率は、「営業利益÷売上高×100」にて算定してください。  
 3. 直近決算とは記入日時点で申告期限が到来している最新の決算期になります。  
 4. 「売上高営業利益率」は、減価償却前又は減価償却後のいずれかの利益率同士による比較でも差し支えありません。  
 5. 信用保証協会から根拠資料の提出をお願いする場合がありますのであらかじめご了承ください。  
 6. %は小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位までご記入ください。

### (金融機関使用欄)

申込金融機関として、申請者が売上高営業利益率減少要件を満たしていることを確認しています。

令和 年 月 日

金融機関本・支店名

代表者名



令和 年 月 日

# 短期特別経営支援資金 売上高減少要件確認書

横浜市信用保証協会 会長

(申請者)

住 所

法 人 名

代表者名  
又は氏名

横浜市中企業融資「短期特別経営支援資金」の利用申込にあたり、中東情勢等の影響を受け、かつ、以下の通り売上高減少要件を満たしていることを申告します。

<売上高減少要件>

「(A) 最近1か月間の売上高※1」が「(B) 直近3年のいずれかの年の同月の売上高※2」と比較して5%以上減少していること。

	(A)			(B)		
年 月	令和	年	月	令和	年	月
売上高			円			円

【数値基準】

最近1か月間の売上高の減少率  $(B-A) / B \times 100$       減少率  %       $\geq$       5%以上

※1 「(A)：最近1か月間の売上高」には、本様式記入日時点から遡ること3か月間のうちいずれかの月を最近1か月間とした売上高をご記入ください。

※2 業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合は、「直近3年のいずれかの年の同月の売上高」は「最近3か月間の月平均売上高」に読み替えます。「最近3か月間の月平均売上高」とは、最近1か月間を含む最近3か月間の月平均売上高を計算し、小数点以下を切り捨ててご記入ください。

- (注) 1. 売上高は、決算書、試算表、売上台帳等の資料に基づき正確にご記入ください。  
 2. 信用保証協会から根拠資料の提出をお願いする場合がありますのであらかじめご了承ください。  
 3. %は小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位までご記入ください。

## (金融機関使用欄)

申込金融機関として、申請者が売上高減少要件を満たしていることを確認しています。

令和 年 月 日

金融機関本・支店名

代表者名

# 短期特別経営支援資金 売上高総利益率減少要件確認書

横浜市信用保証協会 会長

(申請者)  
住 所  
法 人 名  
代表者名  
又は氏名

横浜市中小企業融資「短期特別経営支援資金」の利用申込にあたり、中東情勢等の影響を受け、かつ、以下の通り売上高総利益率減少要件を満たしていることを申告します。

### <利益率減少要件>

次の(1)、(2)又は(3)いずれかにチェックのうえ、該当していることを確認してください。

- (1) 「(A)最近1か月間の売上高総利益率※1」が「(B)直近3年のいずれかの年の同月の売上高総利益率※2」と比較して5%以上減少していること。
- (2) 「(A)最近1か月間の売上高総利益率※1」が「(B)直近決算、前期又は前々期の売上高総利益率」と比較して5%以上減少していること。
- (3) 「(A)直近決算の売上高総利益率」が「(B)直近決算前期、前々期又は前々々期の売上高総利益率」と比較して5%以上減少していること。

	(A)			(B)		
年 月	令和	年	月	令和	年	月
売上高総利益率			%			%

売上高総利益率の減少率  $( (B - A) / B (\text{絶対値}) ) \times 100$       減少率  %       $\geq$       【数値基準】 5%以上

(注) 利益率の(B)がプラスで(A)がマイナスの場合や、(A)(B)が両方マイナスで、(A)のマイナス幅が(B)より大きい場合は、減少率にかかわらず要件に該当します。  
なお、(B)がマイナスで(A)がプラスの場合は、要件に該当しませんのでご注意ください。

- ※1 「(A)最近1か月間の売上高総利益率」には、本様式記入日時点から遡ること3か月間のうちいずれかの月を最近1か月間とした売上高総利益率をご記入ください。
- ※2 業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合は、「直近3年のいずれかの年の同月の売上高総利益率」は「最近3か月間の売上高総利益率」に読み替えます。「最近3か月間の売上高総利益率」とは、最近1か月間を含む最近3か月間の売上高総利益率をご記入ください。

- (注) 1. 売上高総利益率は、決算書、試算表等の資料に基づき正確にご記入ください。  
2. 売上高総利益率は、「売上総利益÷売上高×100」にて算定してください。  
3. 直近決算とは記入日時点で申告期限が到来している最新の決算期になります。  
4. 「売上高総利益率」は、減価償却前又は減価償却後のいずれかの利益率同士による比較でも差し支えありません。  
5. 信用保証協会から根拠資料の提出をお願いする場合がありますのであらかじめご了承ください。  
6. %は小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位までご記入ください。

### (金融機関使用欄)

申込金融機関として、申請者が売上高総利益率減少要件を満たしていることを確認しています。

金融機関本・支店名

代表者名

# 短期特別経営支援資金 売上高営業利益率減少要件確認書

横浜市信用保証協会 会長

(申請者)  
住 所  
法 人 名  
代表者名  
又は氏名

横浜市中心企業融資「短期特別経営支援資金」の利用申込にあたり、中東情勢等の影響を受け、かつ、以下の通り売上高営業利益率減少要件を満たしていることを申告します。

<利益率減少要件>

次の(1)、(2)又は(3)いずれかにチェックのうえ、該当していることを確認してください。

- (1) 「(A)最近1か月間の売上高営業利益率※1」が「(B)直近3年のいずれかの年の同月の売上高営業利益率※2」と比較して5%以上減少していること。
- (2) 「(A)最近1か月間の売上高営業利益率※1」が「(B)直近決算、前期又は前々期の売上高営業利益率」と比較して5%以上減少していること。
- (3) 「(A)直近決算の売上高営業利益率」が「(B)直近決算前期、前々期又は前々々期の売上高営業利益率」と比較して5%以上減少していること。

	(A)				(B)			
年 月	令和	年	月		令和	年	月	
売上高営業利益率			%				%	

売上高営業利益率の減少率  $(B - A) / B$  (絶対値)  $\times 100$       減少率  %       $\geq$       【数値基準】 5%以上

(注) 利益率の(B)がプラスで(A)がマイナスの場合や、(A)(B)が両方マイナスで、(A)のマイナス幅が(B)より大きい場合は、減少率にかかわらず要件に該当します。  
 なお、(B)がマイナスで(A)がプラスの場合は、要件に該当しませんのでご注意ください。

- ※1 「(A)最近1か月間の売上高営業利益率」には、本様式記入日時点から遡ること3か月間のうちいずれかの月を最近1か月間とした売上高営業利益率をご記入ください。
- ※2 業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合は、「直近3年のいずれかの年の同月の売上高営業利益率」は「最近3か月間の売上高営業利益率」に読み替えます。「最近3か月間の売上高営業利益率」とは、最近1か月間を含む最近3か月間の売上高営業利益率をご記入ください。

- (注) 1. 売上高営業利益率は、決算書、試算表等の資料に基づき正確にご記入ください。  
 2. 売上高営業利益率は、「営業利益÷売上高×100」にて算定してください。  
 3. 直近決算とは記入日時点で申告期限が到来している最新の決算期になります。  
 4. 「売上高営業利益率」は、減価償却前又は減価償却後のいずれかの利益率同士による比較でも差し支えありません。  
 5. 信用保証協会から根拠資料の提出をお願いする場合がありますのであらかじめご了承ください。  
 6. %は小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位までご記入ください。

(金融機関使用欄)

申込金融機関として、申請者が売上高営業利益率減少要件を満たしていることを確認しています。

令和 年 月 日

金融機関本・支店名

代表者名

（目 的）

**第一条** この法律は、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、中小企業者の債務の保証につき保険を行なう制度を確立し、もつて中小企業の振興を図ることを目的とする。

（定 義）

**第二条** この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については一億円）以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人）以下の会社及び個人であつて、政令で定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行うもの（次号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。）
- 二 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの
- 三 中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員の三分の二以上が特定事業を行う者であるもの
- 四 協業組合であつて、特定事業を行うもの
- 五 医業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が三百人以下のもの（前各号に掲げるものを除く。）
- 六 特定事業を行う特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。第三項第七号において同じ。）であつて、常時使用する従業員の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人）以下のもの
- 七 商工組合及び商工組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員が特定事業を行う者であるもの
- 八 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員の三分の二以上が特定事業を行う者であるもの
- 九 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもののうち、特定事業を行うもの又はその構成員が特定事業を行う者であるもの
- 十 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの（以下「酒類業組合」と総称する。）
- 十一 内航海運組合及び内航海運組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

2 （略）

**3** この法律において「小規模企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、五人）以下の会社及び個人であつて、特定事業を行うもの（次号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。）
- 二 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの
- 三 事業協同小組合であつて、特定事業を行うもの又はその組員の三分の二以上が特定事業を行う者であるもの
- 四 特定事業を行う企業組合であつて、その事業に従事する組員の数が二十人以下のもの
- 五 特定事業を行う協業組合であつて、常時使用する従業員の数が二十人以下のもの
- 六 医業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が二十人以下のもの（前各号に掲げるものを除く。）
- 七 特定事業を行う特定非営利活動法人であつて、常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、五人）以下のもの

4～6 （略）